

# 秋田県地球温暖化対策推進条例 温室効果ガス排出抑制計画書・排出量等報告書 作成・提出の手引き

## 目次

- はじめに
  - 1.1. 本制度の対象になる事業者について
  - 1.2. 温室効果ガス排出量を算定する手順と方法
- 計画書及び報告書の提出について
  - 2.1. 計画書の提出時期
  - 2.2. 報告書の提出時期
  - 2.3. 提出する書類の種類・提出先
- 計画書（様式第1号）の作成方法
  - 3.1. 第1面の記入の仕方
  - 3.2. 第2面の記入の仕方
  - 3.3. 第3面・第4面の記入の仕方
- 報告書（様式第2号）の作成方法
  - 4.1. 第1面の記入の仕方
  - 4.2. 第2面の記入の仕方
  - 4.3. 第3面・第4面の記入の仕方
- 計画書を変更・廃止する手続き
  - 5.1. 計画書の変更
  - 5.2. 計画書の廃止
- 温室効果ガス排出量と排出抑制に関する目標、達成状況等の公表
  - 6.1. 計画及び報告内容の公表
  - 6.2. 再エネ由来電力や環境価値の活用による削減努力の公表
- 本制度に関するお問い合わせ



<参考資料> 表-1 エネルギー種類別の熱量換算係数、表-2 燃料の使用に関する排出係数、  
表-3 温室効果ガスの種類ごとの地球温暖化係数、表-4 日本標準産業分類 中分類

この手引きでは、次のとおり用語を表記します。

- CO<sub>2</sub> : 二酸化炭素
- 温対法 : 地球温暖化対策の推進に関する法律
- 省エネ法 : エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換に関する法律
- 県条例 : 秋田県地球温暖化対策推進条例
- 計画書 : 温室効果ガス排出抑制計画書
- 報告書 : 温室効果ガス排出量等報告書
- その他の温室効果ガス : 以下の温室効果ガス（6.5ガス）のことをいいます。
  - ・非エネルギー起源のCO<sub>2</sub>  
セメント製造のような工業プロセスにおける化学反応（石灰石を焼くなど）や、廃棄物の焼却・処理などにより排出される
  - ・メタン（CH<sub>4</sub>）  
家畜の消化（反芻動物のげっぷなど）、稲作、化石燃料の採掘・輸送・使用、廃棄物の埋め立て等で排出される
  - ・一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）  
農業（窒素肥料や家畜の排泄物）、工業プロセス、バイオマス燃焼、化石燃料の燃焼、下水処理の過程等で排出される
  - ・ハイドロフルオロカーボン（HFC）  
冷蔵庫やエアコン等の冷媒使用、発泡剤や噴射剤等の薬剤使用などで排出される
  - ・パーフルオロカーボン（PFC）  
半導体や液晶の製造過程におけるプロセスガス、洗浄剤や溶剤等の薬剤使用などにおいて排出される
  - ・六フッ化硫黄（SF<sub>6</sub>）  
電力関連機器の使用・製造・廃棄、半導体製造、マグネシウム鋳造におけるプロセスガスなどとして排出される
  - ・三フッ化窒素（NF<sub>3</sub>）  
半導体製造工程での表面加工用のエッチングガスとして使用などで排出される
- 連鎖化事業を行う者（フランチャイズチェーン）  
温対法第26条第2項に規定する事業者（例：コンビニエンスストアや家電量販店等）をいい、フランチャイズチェーン本部が計画書・報告書の提出義務を負います。
- 地方公共団体等  
都道府県、市町村、教育庁・教育委員会、一部事務組合、広域事務組合など

# 1. はじめに

## 1.1 本制度の対象になる事業者について

県条例第9条により必ず計画書と報告書の作成・提出が必要となる事業者が『**県条例に基づく特定事業者**』です。

次の(1)及び(2)のいずれかの要件を満たす場合、県条例に基づく特定事業者として扱います。

### (1) 県内すべての事業所における年間の原油換算エネルギー使用量の合計が1,500kL以上 → **工場等（工場、事務所、その他の事業場）分野**

※ 1 連鎖化事業を行う者（フランチャイズチェーン）の場合



自社の連鎖化事業の加盟者が設置している連鎖化事業に関する事業所も含めて算定してください。例えば、コンビニエンスストアの場合、県内すべての店舗が算定の対象になります。

※ 2 地方公共団体等の場合



特別な理由がない場合は、温対法第21条に基づき策定された地方公共団体実行計画（事務事業編）において事務事業に伴う温室効果ガス総排出量の算定対象としている事業所を必ず含めるようにしてください。

※ 3 省エネ法における「特定事業者」「エネルギー管理指定工場」との関係性



① 省エネ法における「特定事業者(特定連鎖化事業者含む)」とは？

全国すべての事業所における年間の原油換算エネルギー使用量の合計が1,500kL以上の事業者のことです。 特定事業者の一覧「特定事業者、特定連鎖化事業者及び認定管理統括事業者指定 状況（xlsx形式）」は、[省エネポータルサイト](#)において公開されています。

【！留意点！】

[省エネポータルサイト](#)にて公表されている一覧表で、「主たる事務所所在地」が「秋田県」の事業者であっても、秋田県内の事業所に限った場合には年間の原油換算エネルギー使用量の合計が1,500kLを下回っている場合があります（※省エネ法の特定事業者だが、県条例に基づく特定事業者ではない場合がある）。



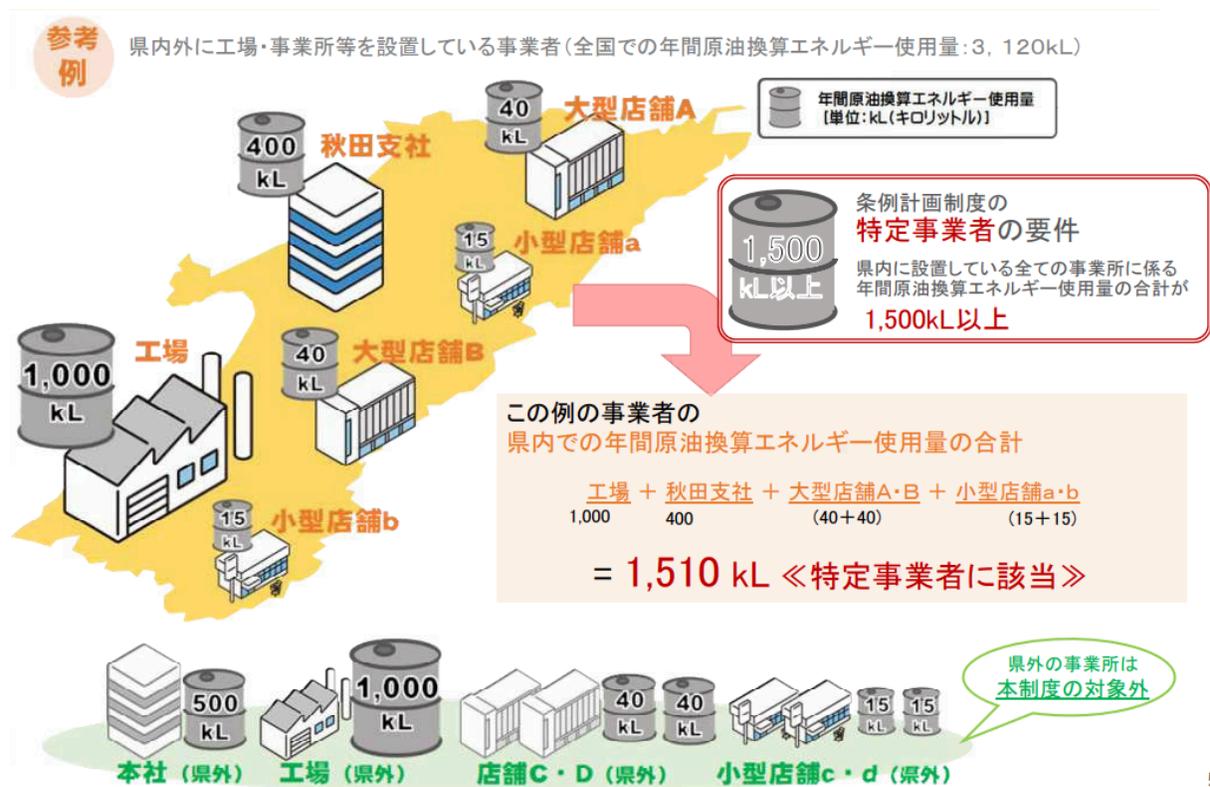
## ② 省エネ法における「エネルギー管理指定工場(第一種・第二種)」とは？

事業所単独で年間エネルギー使用量が1,500kLを超えた工場等のことです。指定工場は、第一種(3,000 kL以上)と第二種(1,500kL以上)の2種類に区分され、特定事業者と合わせて「第一種及び第二種エネルギー管理指定工場等指定状況 (xlsx形式)」として、[省エネポータルサイト](#)において公開されています。

### 【！留意点！】

原則、県内に「エネルギー管理指定工場（第一種・第二種）」を有している事業者は、県条例に基づいて計画書及び報告書の作成・提出が必要になります。

## 【図解】 県条例に基づく特定事業者（工場等分野）の考え方



### 【参考】 一般事業者について

県内すべての事業所における年間の原油換算エネルギー使用量の合計が1,500kLに満たない場合、計画書及び報告書の作成・提出の義務はありませんが、条例第9条第3項の規定に基づき、自主的に計画書及び報告書を作成・提出することができます。

(2) 使用の本拠地の位置を県内で登録している自動車の前年度末日の台数が、次の①から③までのいずれかの要件に該当する自動車運送事業者 → 運輸分野



- ① **トラック：200台** ※被けん引車は除きます  
 貨物自動車運送事業法第2条第2項に規定する  
 一般貨物自動車運送事業用のもの

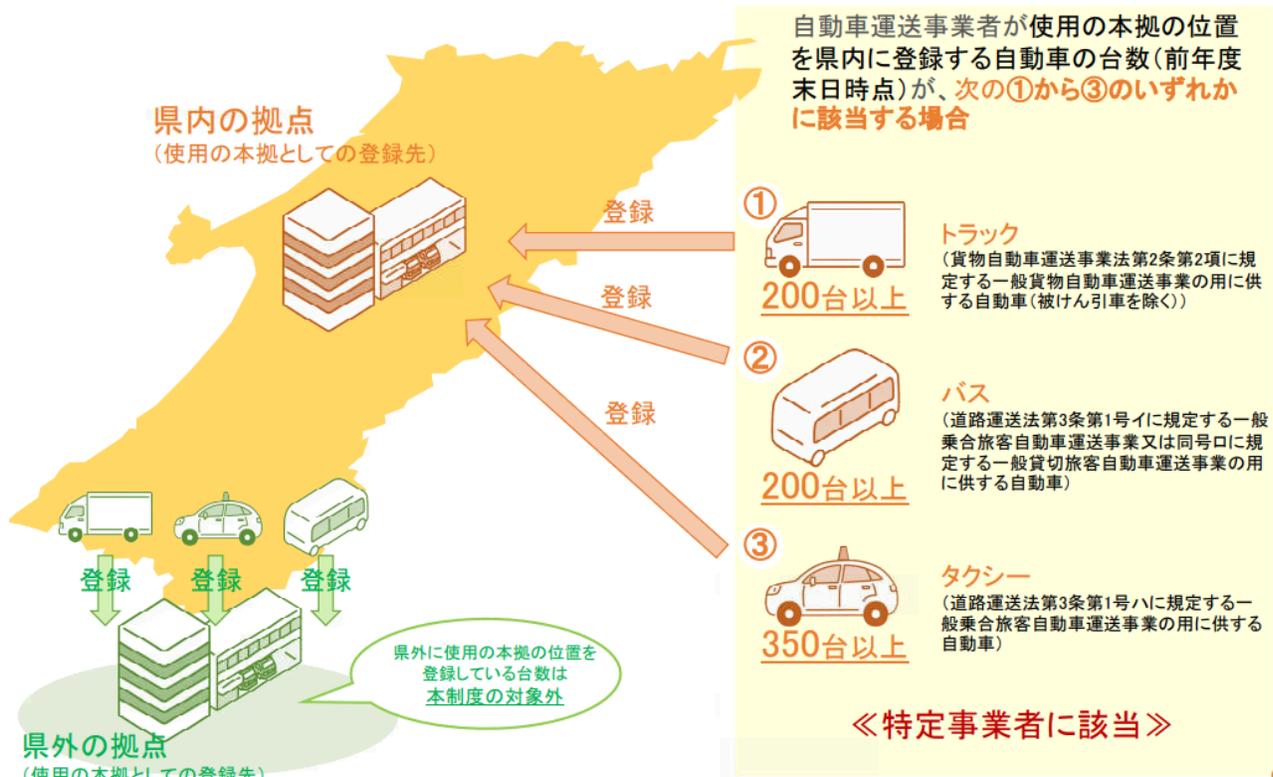


- ② **バス：200台**  
 道路運送法第3条第1号イに規定する  
 一般乗合旅客自動車運送事業用  
 又は同号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業用



- ③ **タクシー：350台**  
 道路運送法第3条第1号ハに規定する  
 一般乗用旅客自動車運送事業用

条例計画書制度における特定事業者(自動車運送事業者)の考え方



## 1.2 温室効果ガス排出量を算定する手順と方法

### 1. 算定対象となる活動範囲



#### (1) 工場等分野の場合

県内の事業所における事業活動でのエネルギー消費量から算定します。  
ただし、事業所外で使用する社用車等の燃料や工事現場における電気使用量等は対象としません。



#### (2) 運輸分野の場合

事業用車両の運行にかかるエネルギー消費量から算定します。  
なお、事務所や物流センター等で使用したエネルギー量は、報告からは除きます。

### 2. 算定対象となる期間

計画書及び報告書（計画期間内においては報告書のみ）を提出する年度の前年度の4月1日から翌年の3月31日までの期間で使用したエネルギー量を基に算定します。

（例）令和8年度に提出する場合

令和7年4月1日から令和8年3月31日までに事業活動で使用したエネルギー量を基に、温室効果ガス排出量を算定します。

### 3. 温室効果ガス算定の手順

#### (1) 原油換算エネルギー使用量を求める

※ 省エネ法施行規則（昭和54条通商産業省令第74号）第4条に則った算定手順

① エネルギー種類ごとに算定対象期間内の使用量をまとめておく  
（光熱水費の請求書やエネルギー管理システムの使用履歴等）



② エネルギー種類ごとの使用量に「単位発熱量」を乗じて「熱量(GJ)」を算定  
（単位発熱量：一定の単位の燃料が完全燃焼するとき発生する熱量のこと）



③ ②の算定で得られた各種エネルギーの熱量の合計に「原油換算係数」を乗じて「原油換算エネルギー使用量 (kL)」を算定  
（原油換算係数：燃料や熱、電気などのエネルギーを原油相当にみなして算出する際に使われる係数のことで、その係数値は0.0258(k L/GJ)です）

## (2) 温室効果ガス排出量を求める

(1)の算定過程で求めた「熱量」に「排出係数」を乗じて「温室効果ガス排出量」を算定（※ただし、電気は「使用量」に直接「排出係数」を乗じて算定する）

(1)と(2)の手順について、実際に使用する算定表（別紙1・別紙2）の入力例と合わせて、次のとおり解説していきます。

### (1) 原油換算エネルギー使用量を求める

- ① エネルギー種類ごとに算定対象期間内の使用量をまとめておく  
（報告対象期間（前年度）のエネルギー使用状況は以下のとおりであったと仮定）

#### 化石燃料

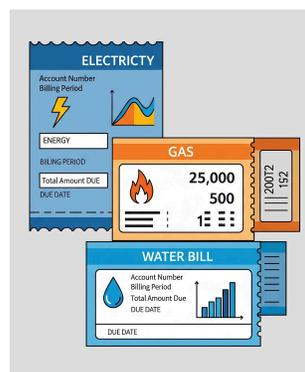
- ・灯油 30 kL
- ・A重油 70 kL
- ・LPG（プロパン） 60 m<sup>3</sup>  
※請求書等の記載単位が「m<sup>3</sup>」である場合、  
「t」に直す必要があります。  
<主成分がプロパンの場合>  
 $t / m^3 = 1 / 502$  なので、 $60 m^3 \div 502 m^3 = 0.12 t$
- ・都市ガス（東部ガス） 10,000 m<sup>3</sup>

#### 非化石燃料

- ・バイオディーゼル 10 kL

#### 電気

- ・東北電力より購入した通常電力 4,000,000 kWh
- ・新電力A社より購入した再エネ100%電力 2,000,000kwh
- ・自家発電（太陽光）500,000 kwh



- ② エネルギー種類ごとの使用量に「単位発熱量」を乗じて「熱量 [GJ]」を算定

#### 【！留意点！】

単位熱量は、経済産業省が公表しているエネルギーごとの標準発熱量を用いますが、都市ガスは供給会社ごとに単位熱量が異なります。

<県内都市ガス供給会社ごとの単位発熱量の確認先>

（資料名）資源エネルギー庁が公表（掲載ページへのリンク）

[省エネルギー法 定期報告書・中長期計画書\(特定事業者等\)記入要領](#)

（記載箇所）

別添資料2「都市ガス供給事業者（旧一般ガス事業者）の供給熱量一覧」  
東部ガス(株) / のしろエネルギーサービス(株) / 男鹿市(企業局) /  
にかほガス(株) / 由利本荘市(企業局) 計5社

③ ②の算定で得られた各種エネルギーの熱量の合計に「原油換算係数」を乗じて「原油換算エネルギー使用量 [kL]」を算定

(1) 原油換算エネルギー使用量の算出



1) 化石燃料

a. 灯油

$$30 \text{ kL} \times 36.5 \text{ GJ/kL} = 1,095 \text{ GJ}$$

b. A重油

$$70 \text{ kL} \times 38.9 \text{ GJ/kL} = 2,723 \text{ GJ}$$

c. LPG (プロパン)

$$0.12 \text{ t} \times 50.1 \text{ GJ/t} = 6 \text{ GJ}$$

d. 都市ガス (東部ガス)

$$10,000 \text{ m}^3 \times 46.0 \text{ GJ/千m}^3 = 460 \text{ GJ}$$



2) 非化石燃料

a. バイオディーゼル

$$10 \text{ kL} \times 35.6 \text{ GJ/kL} = 356 \text{ GJ}$$



3) 熱

0 GJ (使用していない)



4) 電気

a. 電気 (買電分)

$$(4,000,000 \text{ kWh} + 2,000,000 \text{ kWh}) \times 8.64 \text{ GJ/千kwh} \\ = 51,840 \text{ GJ}$$

b. 電気 (自家発電)

$$500,000 \text{ kwh} \times 3.60 \text{ GJ/千kwh} = 1,800 \text{ GJ}$$

【使用したエネルギーの熱量の合計 1)+2)+3)+4】

$$1,095 + 2,723 + 6 + 460 + 356 + 0 + 51,840 + 1,800 = 58,280 \text{ GJ}$$

【原油換算エネルギー使用量】

$$58,280 \text{ GJ} \times 0.0258 \text{ kL/GJ} = \underline{1,504 \text{ kL}}$$

※ 原油換算エネルギー使用量算定表 (別紙 1) の記入例は次ページのとおり

(別紙1)

(令和 7 年度実績)		エネルギー使用量			単位発熱量		備考	
エネルギーの種類	単位	数値 A	熱量 (GJ) (B=A×C)	数値 C	単位			
原油 (コンデンセートを除く)	kL			38.3	GJ/kL	燃料にLPGを使用しており、使用量がm <sup>3</sup> (立法メートル) 単位で示されている場合には、供給業者にt (トン) に換算する係数を確認し、換算して記入してください。 なお、確認が困難な場合は、以下の係数を使用してください。 プロパン: 1/502 (t/m <sup>3</sup> ) ブタン: 1/355 (t/m <sup>3</sup> ) プロパン・ブタン混合: 1/458 (t/m <sup>3</sup> )		
原油のうちコンデンセート (NGL)	kL			34.8	GJ/kL			
揮発油 (ガソリン)	kL			33.4	GJ/kL			
ナフサ	kL			33.3	GJ/kL			
ジェット燃料油	kL			36.3	GJ/kL			
灯油	kL	30	1,095	36.5	GJ/kL			
軽油	kL			38.0	GJ/kL			
A重油	kL	70	2,723	38.9	GJ/kL			
B・C重油	kL			41.8	GJ/kL			
石油アスファルト	t			40.0	GJ/t			
石油コークス	t			34.1	GJ/t			
石油ガス	液化石油ガス (LPG)	t	0.120	6	50.1		GJ/t	
	石油系炭化水素ガス	千m <sup>3</sup>			46.1		GJ/千m <sup>3</sup>	
可燃性天然ガス	液化天然ガス (LNG)	t			54.7		GJ/t	
	その他可燃性天然ガス	千m <sup>3</sup>			38.4		GJ/千m <sup>3</sup>	
石炭	原料炭	輸入原料炭	t		28.7		GJ/t	
		コークス用原料炭	t		28.9		GJ/t	
		炊込用原料炭	t		28.3		GJ/t	
	一般炭	輸入一般炭	t		26.1		GJ/t	
		国産一般炭	t		24.2		GJ/t	
輸入無煙炭	t			27.8	GJ/t			
石炭コークス	t			29.0	GJ/t			
コールタール	t			37.3	GJ/t			
コークス炉ガス	千m <sup>3</sup>			18.4	GJ/千m <sup>3</sup>			
高炉ガス	千m <sup>3</sup>			3.23	GJ/千m <sup>3</sup>			
発電用高炉ガス	千m <sup>3</sup>			3.45	GJ/千m <sup>3</sup>			
転炉ガス	千m <sup>3</sup>			7.53	GJ/千m <sup>3</sup>			
都市ガス	東部ガス株式会社	のしるエネルギーサービス株式会社	千m <sup>3</sup>	10	460	46.0	GJ/千m <sup>3</sup>	
		男鹿市	千m <sup>3</sup>			50.2	GJ/千m <sup>3</sup>	
	にかほガス	千m <sup>3</sup>			46.0	GJ/千m <sup>3</sup>		
	由利本荘市	千m <sup>3</sup>			46.0	GJ/千m <sup>3</sup>		
	代替値	千m <sup>3</sup>			44.8	GJ/千m <sup>3</sup>		
実測値	千m <sup>3</sup>				GJ/千m <sup>3</sup>			
その他の燃料								
非化石燃料	黒液	t			13.6	GJ/t	バイオマス等の非化石燃料を用いた燃焼施設 (自家消費、供給) を行っている場合は、該当するエネルギー種類のエネルギー使用量の数値A欄に、使用した燃料の数値を記入してください。	
	木材	t			13.2	GJ/t		
	木質廃材	t			17.1	GJ/t		
	バイオエタノール	kL			23.4	GJ/kL		
	バイオディーゼル	kL	10	356	35.6	GJ/kL		
	バイオガス	千m <sup>3</sup>			21.2	GJ/千m <sup>3</sup>		
	その他バイオマス	t			13.2	GJ/t		
	RDF	t			18.0	GJ/t		
	RF	t			26.9	GJ/t		
	廃タイヤ	t			33.2	GJ/t		
	廃プラスチック (一般廃棄物)	t			29.3	GJ/t		
	廃プラスチック (産業廃棄物)	t			29.3	GJ/t		
	廃油	kL			40.2	GJ/kL		
	廃棄物ガス	千m <sup>3</sup>			21.2	GJ/千m <sup>3</sup>		
	混合廃材	t			17.1	GJ/t		
	水素	t			142.0	GJ/t		
	アンモニア	t			22.5	GJ/t		
その他燃料								
小計①			4,640					
熱	産業用蒸気	GJ		1.17	GJ/GJ	産業用以外の蒸気、温水、冷水については、換算係数の数値として熱供給業者が独自の数値を提供する場合は、その提供値を用いてエネルギー使用量を算定することができます。その場合には計費値に記入されている値を修正してください。 なお、非化石熱を使用されている場合は、省エネ法の基準に鑑み、その使用量を入力ください。		
	産業用以外の蒸気	GJ		1.19	GJ/GJ			
	温水	GJ		1.19	GJ/GJ			
	冷水	GJ		1.19	GJ/GJ			
	地熱	GJ		1.00	GJ/GJ			
	温泉熱	GJ		1.00	GJ/GJ			
	太陽熱	GJ		1.00	GJ/GJ			
	雷水熱	GJ		1.00	GJ/GJ			
	小計②							
電気	電気事業者 (東北電力)	昼間・夜間買電の計	千kWh	4,000	34,560	8.64	GJ/千kWh	同一の電気事業者の昼間電力と夜間電力を契約している場合は、その合算値を入力してください。
	電気事業者 (その他①)	昼間・夜間買電の計	千kWh	2,000	17,280	8.64	GJ/千kWh	
	電気事業者 (その他②)	昼間・夜間買電の計	千kWh			8.64	GJ/千kWh	
	電気事業者 (その他③)	昼間・夜間買電の計	千kWh			8.64	GJ/千kWh	
	自己託送 (非燃料由来を除く)	上記以外の買電	千kWh			8.64	GJ/千kWh	
	自家発電 (自家消費)	太陽光	千kWh	500	1,800	3.60	GJ/千kWh	
		水力	千kWh			3.60	GJ/千kWh	
		風力	千kWh			3.60	GJ/千kWh	
自己託送 (非燃料由来)、オフサイト型PPA	その他の再生エネ	千kWh			3.60	GJ/千kWh		
小計③				53,640				
合計 (GJ) ④=①+②+③			58,280					
原油換算エネルギー使用量 (kL) ⑤=④×0.0258kL/GJ				1,504	kL	条例に規定する「特定事業者」に該当		

## (2) 温室効果ガス排出量の算出



### 1) 化石燃料 (※ CO<sub>2</sub>分子量 = 44 C分子量 = 12)

#### a. 灯油

$$1,095 \text{ GJ} \times 0.0187 \text{ t-C/GJ} \times 44/12^* = 75 \text{ t-CO}_2$$

#### b. A重油

$$2,723 \text{ GJ} \times 0.0193 \text{ t-C/GJ} \times 44/12 = 193 \text{ t-CO}_2$$

#### c. LPG (プロパン)

$$6 \text{ GJ} \times 0.0163 \text{ t-C/GJ} \times 44/12 = 0.36 \text{ t-CO}_2$$

#### d. 都市ガス (東部ガス)

$$460 \text{ GJ} \times 0.0140 \text{ t-C/GJ} \times 44/12 = 24 \text{ t-CO}_2$$



### 2) 非化石燃料

#### a. バイオディーゼル

$$0 \text{ t-CO}_2$$

(バイオ起源の原料はCO<sub>2</sub>排出量の報告対象外)



### 3) 熱

$$0 \text{ t-CO}_2 \text{ (使用していない)}$$



### 4) 電気

#### a. 電気 (買電分)

$$\begin{aligned} & (4,000,000 \text{ kWh} \times 0.474 \text{ t-CO}_2/\text{千kwh}) \\ & + (2,000,000 \text{ kWh} \times 0.116 \text{ t-CO}_2/\text{千kwh}) \\ & = 2,128 \text{ t-CO}_2 \end{aligned}$$

#### b. 電気 (自家発電)

$$0 \text{ t-CO}_2 \text{ (売電した場合は差し引き量を別途計算)}$$

### 【エネルギー起源のCO<sub>2</sub>排出量】

$$75 + 193 + 0.36 + 24 + 0 + 0 + 2,128 + 0 = \underline{2,420 \text{ t-CO}_2}$$



### 【！留意点！】

その他の温室効果ガスの排出がある場合は、別途CO<sub>2</sub>換算排出量を算定して加算します。

[\(環境省が公表している算定マニュアルを参照ください\)](#)

### 【温室効果ガス排出量】 2,420 t-CO<sub>2</sub>

※ 温室効果ガス排出量算定表 (別紙2) の記入例は次ページのとおり

(別紙2)

1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素排出量

(令和 7 年度実績)		エネルギーの使用量				販売した再生エネルギーの量		E=B-D	排出係数 b	二酸化炭素排出量 (単位: t-CO <sub>2</sub> ) (t-CO <sub>2</sub> e)	
エネルギーの種類		数量 A	単位	単位換算率 a	熱量(GJ) B(a×A)	数量 C	単位				熱量(GJ) D(c×A)
化石燃料	原油 (コンデンセートを除く)		kL	38.3			kL		0.0190		
	原油のうちコンデンセート (NGL)		kL	34.8			kL		0.0183		
	揮発油 (ガソリン)		kL	33.4			kL		0.0187		
	ナフサ		kL	33.3			kL		0.0186		
	ジェット燃料		kL	36.3			kL		0.0186		
	灯油	30	kL	36.5	1,095		kL		1,095	0.0187	75
	軽油		kL	38.0			kL		0.0186		
	A重油	70	kL	38.9	2,723		kL		2,723	0.0193	183
	B・C重油		kL	41.8			kL		0.0202		
	石油アスファルト		t	40.0			t		0.0204		
	石油コークス		t	34.1			t		0.0245		
	石油ガス	液化石油ガス (LPG)	0	t	50.1	6	t		6	0.0163	0
		石油系液化水素ガス		km <sup>3</sup>	46.1		km <sup>3</sup>			0.0144	
	可燃性天然ガス	液化天然ガス (LNG)		t	54.7		t			0.0139	
		その他可燃性天然ガス		km <sup>3</sup>	38.4		km <sup>3</sup>			0.0139	
	石炭	原料炭	輸入原料炭	t	28.7		t			0.0246	
			コークス用原料炭	t	28.9		t			0.0245	
		一般炭	校込用原料炭	t	26.3		t			0.0251	
			輸入一般炭	t	26.1		t			0.0243	
			国産一般炭	t	24.2		t			0.0242	
		輸入無煙炭	t	27.8		t			0.0259		
		石炭コークス	t	29.0		t			0.0299		
	コールタール	t	37.3		t			0.0209			
	コークス炉ガス	km <sup>3</sup>	18.4		km <sup>3</sup>		km <sup>3</sup>		0.0109		
	高炉ガス	km <sup>3</sup>	3.23		km <sup>3</sup>		km <sup>3</sup>		0.0264		
	発電用高炉ガス	km <sup>3</sup>	3.45		km <sup>3</sup>		km <sup>3</sup>		0.0264		
	転炉ガス	km <sup>3</sup>	7.53		km <sup>3</sup>		km <sup>3</sup>		0.0420		
	都市ガス	東部ガス圏	10	km <sup>3</sup>	46.0	461	km <sup>3</sup>		461	0.0140	24
		のしるエネルギーサービス圏		km <sup>3</sup>	50.0		km <sup>3</sup>			0.0140	
		男鹿市		km <sup>3</sup>	50.2		km <sup>3</sup>			0.0140	
にかほガス			km <sup>3</sup>	46.0		km <sup>3</sup>			0.0140		
由利本荘市			km <sup>3</sup>	46.0		km <sup>3</sup>			0.0140		
代谷徳			km <sup>3</sup>	44.8		km <sup>3</sup>			0.0140		
実測値			km <sup>3</sup>			km <sup>3</sup>					
その他の燃料											
非化石燃料	RDF		t	18.0		t			0.0170		
	RPF		t	26.9		t			0.0166		
	高タイヤ		t	33.2		t			0.0135		
	薄プラスチック (一般廃棄物)		t	29.3		t			0.0262		
	薄プラスチック (産業廃棄物)		t	29.3		t			0.0239		
	廃油		kL	40.2		kL			0.0179		
<b>小計①</b>										<b>292</b>	
熱	産業用蒸気		GJ			GJ			0.060		
	産業用以外の蒸気		GJ			GJ			0.053		
	温水		GJ			GJ			0.053		
	冷水		GJ			GJ			0.053		
<b>小計②</b>											
電気	電気事業者 (東北電力)	昼間・夜間買電の計	4,000	千kWh		千kWh		4,000	0.474	1,896	
	電気事業者 (その他①)	昼間・夜間買電	2,000	千kWh		千kWh		2,000	0.116	232	
	電気事業者 (その他②)	昼間・夜間買電		千kWh		千kWh					
	電気事業者 (その他③)	昼間・夜間買電		千kWh		千kWh					
	その他	上記以外の買電		千kWh		千kWh					
自家発電		千kWh		千kWh		千kWh					
<b>小計③</b>										<b>2,128</b>	
<b>エネルギーの使用に伴って発生するCO<sub>2</sub>排出量の合計 ④ (=①+②+③)</b>										<b>2,420</b>	

2 エネルギー起源以外の温室効果ガスを含めた温室効果ガスの総排出量

(ア) エネルギー起源のCO <sub>2</sub> 排出量	(イ) エネルギー起源以外のCO <sub>2</sub> 排出量	(ウ) メタンの排出量	(エ) 一酸化二窒素の排出量	温室効果ガスの排出量
2,420	t-CO <sub>2</sub>		t-CO <sub>2</sub>	
		t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	
(オ) ハイドロフルオロカーボンの排出量	(カ) パーフルオロカーボンの排出量	(キ) 六ふっ化硫黄の排出量	(ク) 三ふっ化窒素の排出量	<b>2,420</b>
t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>

**【！留意点！】**  
 排出係数は、環境省が公表しているエネルギーごとの排出係数を用いますが、都市ガス、電気、熱は供給会社ごとに排出係数が異なります。  
 そのため、事前に各供給会社にお問い合わせの上、排出係数を確認してください。

## 2. 計画書及び報告書の提出について

### 2.1 計画書の提出時期

計画書は、計画期間（5ヶ年度以内：提出者が任意で設定可能）ごとに作成します。  
なお、計画期間が始まる年度の7月末までに提出する必要があります。

（例：令和8年度から令和12年度までの5カ年度計画書を新たに作成する場合）

- ▷ 令和8年7月31日までに新たに作成した計画書を提出

計画期間内に計画の内容を変更する場合については、第5章で別途解説します。

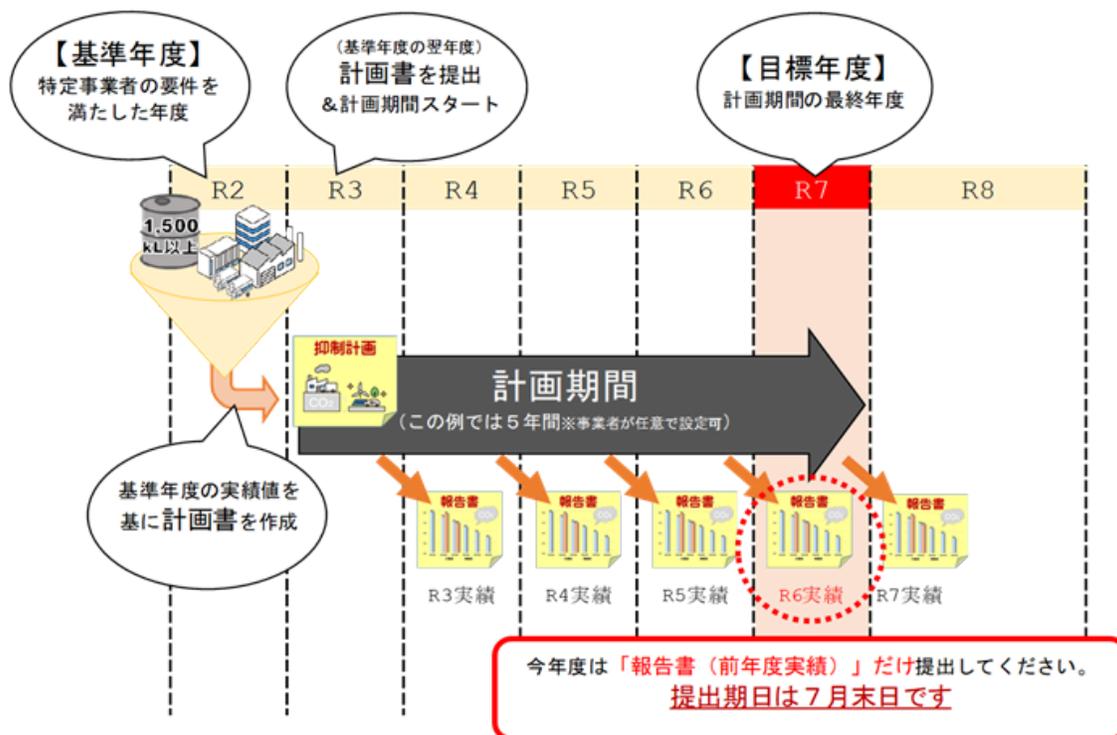
### 2.2 報告書の提出時期

報告書は、計画期間中に属する年度ごとに作成する必要があります。  
提出の期限は、毎年度7月末日となっていますので、忘れずに提出してください。

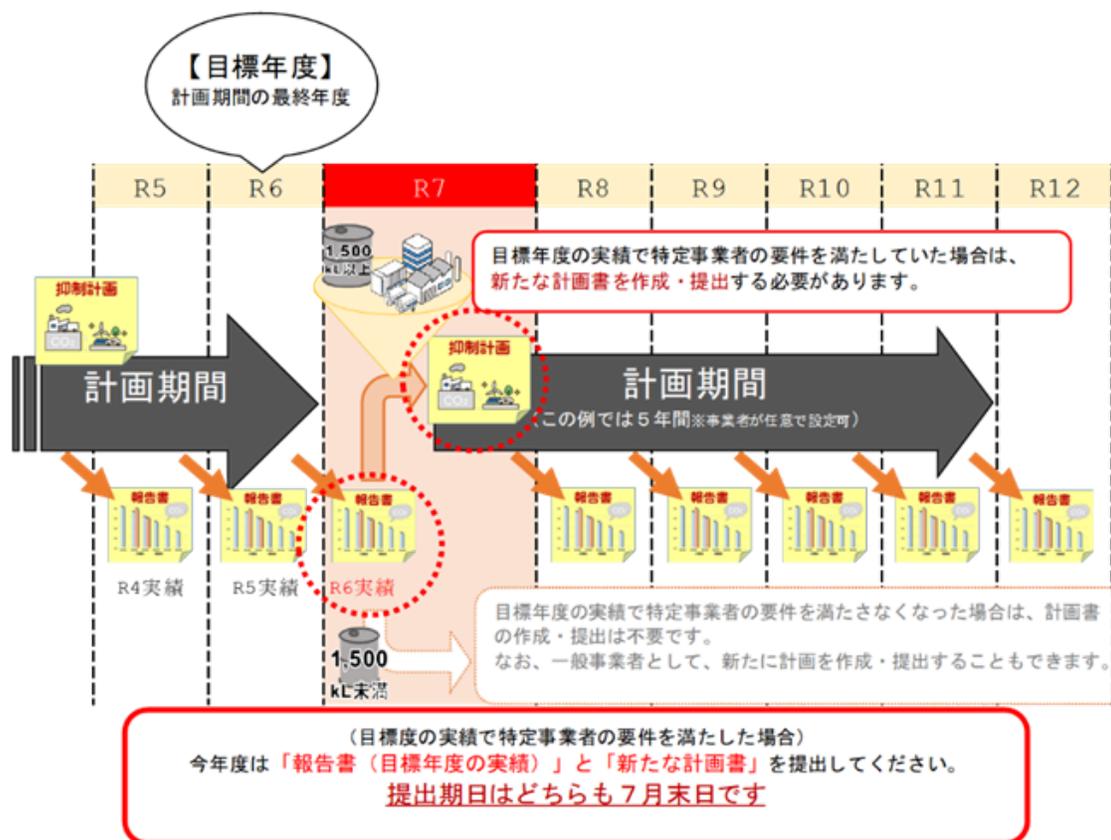
（例：令和7年度から令和11年度までの5カ年計画を作成している場合）

- ▷ 令和8年7月31日までに、令和7年度の排出実績等をまとめた報告書を提出

（パターン1：提出する年度が計画期間中の場合）



(パターン2：提出する年度が目標年度の翌年であって、引き続き県条例に基づく特定事業者の要件を満たしている場合)



## 2.3 提出する書類の種類・提出先

計画書は「様式第1号」、報告書は「様式第2号」により、提出します。(提出部数はそれぞれ1部)

※ 押印は不要で、電子ファイルで提出が可能です。



なお、計画書・報告書の提出に当たっては、次の資料を添付します。

- ・ 事業活動に伴う原油換算エネルギー使用量算定表 (別紙1)
- ・ 温室効果ガス排出量算定表 (別紙2)
- ・ その他温室効果ガス排出抑制の取組内容などを説明する補足資料 (必要に応じて)

【提出先】秋田県 生活環境部 温暖化対策課 調整・省エネルギーチーム  
〒010-8570 秋田県秋田市山王四丁目1-1  
TEL 018-860-1573 / ✉ [en-ondanka@pref.akita.lg.jp](mailto:en-ondanka@pref.akita.lg.jp)  
(美の国あきたネット：コンテンツ番号5793)

### 3. 計画書（様式第1号）の作成方法

ここでは、第1章「1.2. 温室効果ガス排出量を算定する手順と方法」における仮定条件を架空の事業者の実績に見立て、実際の記入イメージを交えながら、作成方法を解説します。

#### 解説用の参考事例

##### 「提出者の情報」

###### 提出者の住所・氏名

秋田県秋田市山王四丁目1番1号  
株式会社美の国あきた秋田工場  
工場長 秋田 県太郎  
(本社より条例に係る諸手続の委任を受けている)

###### 主たる事務所の名称・所在地

東京都千代田区平河町二丁目6番3号  
株式会社美の国あきた

###### 業種（日本標準産業分類の中分類）

情報通信機械器具製造業（No.30）

※日本標準分類（中分類）は、総務省公式サイトにおいて確認することができます。

###### 提出年度の前年度の製品生産額

100,000,000円（目標年度における製品生産額見込み 110,000,000円）

###### 作成する計画書の計画期間

提出する年度を初年度として5カ年（提出年度の前年度を基準年度に採用）

##### 「提出年度の前年度のエネルギー使用状況」

###### 化石燃料

- ・灯油 30 kL
- ・A重油 70 kL
- ・LPG（プロパン） 60 m<sup>3</sup> (0.12 t)  
※ m<sup>3</sup> を t に換算する方法は第1章の1.2を参照
- ・都市ガス（東部ガス） 10,000 m<sup>3</sup>

###### 非化石燃料

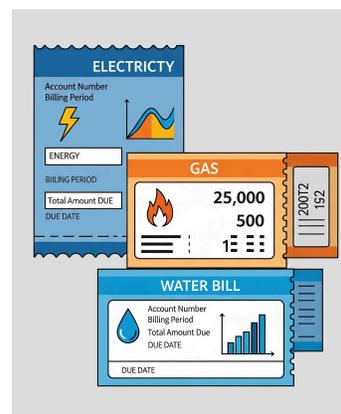
- ・バイオディーゼル 10 kL

###### 電気

- ・東北電力より購入した通常電力 4,000,000 kWh
- ・新電力A社より購入した再エネ100%電力 2,000,000kwh
- ・自家発電（太陽光） 500,000 kwh

上記により算定される原油換算エネルギー使用量 1,504 kL

〃 温室効果ガス排出量 2,420 t-CO<sub>2</sub> > 目標 2,299 t-CO<sub>2</sub> (▲5%)



## 3.1 第1面の記入の仕方

### <記入手順>

- (1) 「提出年月日」を記入します。  
参考事例では、提出期日である7月31日に提出したものととして記入しています。
- (2) 計画書を提出する者の「住所」及び「氏名」を記入します。  
参考事例では、次のとおり記入しています。  
住所 ▷ 秋田県秋田市山王四丁目1番1号  
氏名 ▷ 株式会社美の国あきた秋田工場 工場長 秋田 県太郎

#### 【！留意点！】

提出権限を支社や工場等の県内事業所の責任者などに委任している場合は、委任を受けた事業所の住所、及び委任を受けた方の役職・氏名などを記入します。

(必ずしも本社の住所や代表者の氏名を記入する訳ではありません)

#### ※提出権限を委任する場合の手続き

委任を受けた方が所属する事業所の住所、役職と氏名が記載された委任状（任意様式）を作成し、計画書を提出する際に添付してください。



(参考例)

委 任 状

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(委任者)

住 所 東京都〇〇区〇〇町〇〇-〇-〇

氏 名 〇〇株式会社  
代表取締役 〇〇〇〇

秋田県地球温暖化対策推進条例に関する手続きについての一切の権限を下記代理人に委任します。

記

(代理人)

住 所 秋田県秋田県〇〇町〇〇

氏 名 〇〇株式会社 秋田工場  
秋田工場長 〇〇〇〇

- (3) 次の選択肢の中から「届出の種別」を選択します。(参考事例では①を選択しています)

#### ①「第1項：条例に基づく特定事業者<sup>①</sup>に該当する者」

新規または既存の計画期間満了を受けて新たな計画期間で計画書を作成する場合、条例に基づく特定事業者の要件を満たす事業者（フランチャイズチェーン以外）はこちらを選択します。

#### ②「第2項：連鎖化事業(フランチャイズチェーン)を行う者」

新規または既存の計画期間満了を受けて新たな計画期間で計画書を作成する場合、条例に基づく特定事業者の要件を満たすフランチャイズチェーン事業者はこちらを選択します。

③「第3項：特定事業者以外の事業活動に伴い温室効果ガスの排出をする者(一般事業者)」  
新規または既存の計画期間満了を受けて新たな計画期間で計画書を作成する場合、  
条例に基づく特定事業者の要件を満たさない事業者はこちらを選択します。

④「第4項：提出済みの温室効果ガス排出抑制計画書の内容を変更する者」  
既存の計画期間内で計画書の内容を変更する場合はこちらを選択します。

(計画書の内容変更が必要な事由)

- ・提出権限を有する代表者等が変更になった
- ・事業所の統廃合で排出量が大幅に減少した / 企業合併で排出量が大幅に増加した等

(4) **日本標準産業分類の中分類**を確認して「事業者の主たる業種」を記入します。

参考事例では、「情報通信機械器具製造業」を入力しています。

※日本標準産業分類の中分類は、本手引きの参考資料表-4でも確認できます。

(5) 次の選択肢の中から、提出者に該当する「事業者の要件」を選択します。

①「条例施行規則第4条第1号（燃料並びに他人から供給された熱及び電気を原油に換算して年間1,500キロリットル以上使用する者）」



▷ 該当する場合は「原油換算エネルギー使用量算定表（別紙1）」で算定した前年度の原油換算エネルギー使用量を記入します。

（参考資料ではこの要件を選択し、原油換算エネルギー使用量1,504kLを記入しています）

②「条例施行規則第4条第2号（トラックを200台以上、バスを200台以上又はタクシーを350台以上登録する者）」



▷ こちらに該当する場合は、前年度末日における県内での登録台数を自動車の種類別（トラック、バス、タクシー）に記入します。

③「条例第9条第3項（特定事業者以外の事業者（一般事業者））」



▷ こちらに該当する場合は①同様に前年度の原油換算エネルギー使用量を記入します。

※ 参考事例での計画書（様式第1号）の第1面の記入例は次ページのとおり

様式第1号 温室効果ガス排出抑制計画書（第2条関係）  
（第1面）

令和 8 年 7 月 31 日

（あて先）秋田県知事

住所 秋田県秋田市山王四丁目1番1号

氏名 株式会社美の国あきた秋田工場  
工場長 秋田 具太郎

法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

温室効果ガス排出抑制計画書

秋田県地球温暖化対策推進条例（以下「条例」という。）第9条の規定により、次のとおり提出します。

- 第1項：条例に基づく特定事業者該当する者
- 第2項：連鎖化事業（フランチャイズチェーン）を行う者
- 第3項：特定事業者以外の事業活動に伴い温室効果ガスの排出をする者（一般事業者）
- 第4項：提出済みの温室効果ガス排出抑制計画書の内容を変更する者

主たる事務所の名称	東京都千代田区平河町二丁目6番3号
主たる事務所の所在地	株式会社美の国あきた

1 特定事業者等の概要

事業者の主たる業種	情報通信機械器具製造業（No.30）	
該当する事業者要件等	<input checked="" type="checkbox"/> 条例施行規則第4条第1号 （燃料並びに他人から供給された熱及び電気を原油に換算して年間1,500キロリットル以上使用する者）	前年度の原油換算エネルギー使用量 1,504 kL
	<input type="checkbox"/> 条例施行規則第4条第2号 （トラックを200台以上、バスを200台以上又はタクシーを350台以上登録する者）	前年度末の県内登録の自動車数 台
	<input type="checkbox"/> 条例第9条第3項 （特定事業者以外の事業者（一般事業者））	前年度の原油換算エネルギー使用量 kL

## 3.2 第2面の記入の仕方

### <記入手順>

#### (1) 「計画期間」を記入します。

計画期間は5カ年以内であれば、事業者自らが任意の期間を設定できます。  
参考事例では、提出年度を初年度とした5カ年の計画期間を記入しています。

(提出年度(計画初年度)が令和8年度の場合、計画期間の設定例)

- ・ 5カ年(MAX)の計画期間 ▶ 令和8年度から令和12年度
- ・ 3カ年の計画期間 ▶ 令和8年度から令和10年度
- ・ 単年度(1カ年)の計画期間 ▶ 令和8年度から令和8年度

#### ※よくある記入誤り

基準年度(提出年度の前年度)を計画期間の初年度にしてしまうパターン  
(誤記入の例: 提出年度(計画初年度)が令和8年度の場合)

- × 5カ年(MAX)の計画期間 ▶ 令和7年度から令和11年度

(記入誤りの理由)

基準年度の原油換算エネルギー使用量を求める際に、前年度の実績から算定するため、前年度を初年度だと誤認してしまうパターンが見受けられます。

#### (2) 「温室効果ガスの排出に関する目標を達成するための基本方針」を記入します。

(1)で設定した計画期間内に、温室効果ガスの排出を抑制するために行う対策、目標設定の考え方、実行に向けた組織体制などについて記入します。

なお、様式の記載欄が不足する場合は、別紙(任意様式)による提出も可能です(別紙で提出する場合は、記載欄に「別紙のとおり」と記載してください)。

参考事例では、省エネ診断を基にした省エネルギー対策と再生可能エネルギー由来電力への切り替え方針について記入しています。

(温室効果ガスの排出抑制に向けた基本方針や取組内容を考える上での参考情報)

- ① 資源エネルギー庁公式サイト(以下、該当ページへのリンク)  
[工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準](#)
- ② 環境省公式サイト専用ページ(以下、該当ページへのリンク)  
[温室効果ガス排出抑制等指針](#)
- ③ 国土交通省公式サイト(以下、該当ページへのリンク ※ a・bは同じページ)
  - a. [貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する貨物輸送事業者の判断の基準](#)
  - b. [旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する旅客輸送事業者の判断の基準](#)

#### (3) 「事業活動に伴うエネルギー使用量」を記入します。

ここでは事業活動に伴うエネルギーの種類ごとの使用量と原油換算エネルギー使用量を記載しますが、別紙1(算定表)を添付することで記載に替えることができます。

(別紙1の添付で代替える場合、「別添の別紙1のとおり」と記入してください)

(4) 「温室効果ガスの排出量及び排出の抑制に関する目標」を記入します。

記入する目標値は、エネルギー使用量から求めた「温室効果ガス総排出量」です。

なお、総排出量と合わせて「原単位排出量」による目標設定をすることも可能です。

(原単位排出量とは?)

温室効果ガス総排出量を「温室効果ガスの排出量の抑制に係る取組等が適正に反映される指標(生産数量や生産額、延べ床面積など)」で除したものです。

(参考事例での原単位排出量の算定例)

総排出量 2,420 t-CO<sub>2</sub> ÷ 製品生産額1億円 = 原単位排出量 0.0242 t-CO<sub>2</sub>/千円

① 区分

a. 基準年度

基準年度の欄には、計画期間の初年度の前年度を記入します(目標年度の欄は、(1)で記載した最終年度が自動転記されます)。

(過去に寄せられた質問)

県内の工場で発生した火災によって設備の稼働が停止した期間が長かったため、前年度のエネルギー使用量が極端に少なかったのですが、このような場合でも前年度を基準年度にしなければならないのでしょうか?

(質問への解答)

基準年度(提出年度の前年度)において事業活動が著しく変動した場合等、前年度を基準年度としないことに合理的な理由がある場合は、県との協議により前年度以外(過去3年間の平均値又は前々年度)を基準年度とすることができます。

b. 基準年度の温室効果ガス排出量 [A]

別紙1などを用いて算定した基準年度の温室効果ガス排出量を記入します。

参考事例では、2,420 t-CO<sub>2</sub> を記入しています。

c. 目標年度の温室効果ガス排出量 [B]

現状の温室効果ガス排出状況、計画期間内における事業活動の見通し、排出の抑制につながる取組の実施予定等を総合的に勘案して、事業が自ら設定した値を記入します。

参考事例では、2,299 t-CO<sub>2</sub> (年▲1%を想定) を記入しています。

なお、「対基準年度比」は、目標年度の温室効果ガス排出量 [B] を基準年度の温室効果ガス排出量 [A] で除し、100を乗じた数値になります(様式では [A] と [B] を入力すると自動算定されます)。

参考事例では、95.0%となっています。

d. 基準年度原単位排出量 [C] ※原単位排出量の削減目標を設定する場合のみ

基準年度の温室効果ガス排出量 [A] を、基準年度原単位に用いた指標の実績値で除算した数値を記入します。

参考事例では、製品生産額(単位:千円)を採用し、以下のとおり算定しています。

(参考事例での基準年度の原単位排出量の算定式) ※再掲  
総排出量 2,420 t-CO<sub>2</sub> ÷ 製品生産額1億円 = 原単位排出量 0.0242 t-CO<sub>2</sub>/千円

**e. 目標年度の原単位排出量 [D] ※原単位排出量の削減目標を設定する場合のみ**

目標年度の温室効果ガス排出量 [B] を、目標年度の原単位に用いた指標の実績値で除算した数値を記入します。

参考事例では、製品生産額 (単位: 千円) を採用し、以下のとおり算定しています。

(参考事例での目標年度の原単位排出量の算定式)  
総排出量 2,299 t-CO<sub>2</sub> ÷ 製品生産額1.1億円 = 原単位排出量 0.0209 t-CO<sub>2</sub>/千円

なお、「対基準年度比」は、目標年度の原単位排出量 [D] を、基準年度の原単位排出量 [C] で除し、100を乗じた数値になります (様式では [C] と [D] を入力すると自動算定されます)。

参考事例では、86.4%となっています。

**f. 原単位に用いた指標 ※原単位排出量の削減目標を設定する場合のみ**

原単位排出量の算定で用いる指標 (生産数量 (トン)、生産金額 (円)、建物床面積 (m<sup>2</sup>) 等) を記入します。

なお、事業内容によっては、単一の原単位を設定できない場合は、複数の原単位に用いた指標を重み付け合算することにより、原単位を設定することができます。

参考事例では、「製品生産額当たりの温室効果ガス排出量: t-CO<sub>2</sub>/千円」と記入しています。

**g. 原単位に用いた指標の設定方法 ※原単位排出量の削減目標を設定する場合のみ**

原単位に使用した指標を2以上の複数とした場合の設定の考え方等を記入します。

参考事例では、「温室効果ガス排出量÷製品生産額 (千円) ※R7製品生産額: 100,000千円 (R12目標: 110,000千円)」と記入しています。

**② 温室効果ガスの排出の抑制を図るため実施しようとする措置の内容**

事業活動の特性に応じて、計画期間内に実施予定の対策や取組 (措置) を記入します。措置を記入する際は、実施予定年度や実施する事業所の名称も併せて記入します。

なお、参考事例では、単一の工場で報告している事例を想定しているため、事業所の名称の記載を省略しています。

※よくある記入誤り

計画期間内ではない年度に実施した措置を入力している。

(記入誤りの理由)

前の計画期間の報告書 (前年度の実績) と同じ内容を記載してしまったため。

※ 参考事例での計画書 (様式第1号) の第2面の記入例は次ページのとおり

(第2面)

2 計画期間

令和 8 年度 ~ 令和 12 年度 ( 5 年 )

3 温室効果ガスの排出の抑制に関する目標を達成するための基本方針

前年度実施した省エネ診断の受診結果を踏まえて、省エネ実践計画を策定し、工場内における省エネ活動の徹底と照明器具のLEDへの更新を段階的に進める。  
また、再生可能エネルギー由来の電力への切替を段階的に拡大し、引き続きCO<sub>2</sub>排出量の削減を図る。

4 事業活動に伴うエネルギーの使用量

別紙1のとおり

5 温室効果ガスの排出量及び排出の抑制に関する目標

区 分	基準年度 ( 7 ) 年度	目標年度 ( 12 ) 年度	対基準年度比
温室効果ガス排出量	[A] 2,420 t-CO <sub>2</sub>	[B] 2,299 t-CO <sub>2</sub>	[B]/[A] × 100 95.0 %
原単位排出量	[C] 0.0242 t-CO <sub>2</sub> /千円	[D] 0.0209 t-CO <sub>2</sub> /千円	[D]/[C] × 100 86.4 %
原単位に用いた指標	製品生産額当たりの温室効果ガス排出量：t-CO <sub>2</sub> /千円		
原単位に用いた指標の設定方法	温室効果ガス排出量 ÷ 製品生産額 (千円) ※R7製品生産額：100,000千円 (R12目標：110,000千円)		

※ 指標や設定方法の記載欄が不足する場合は、別紙 (任意様式) により措置の内容を報告してください

6 温室効果ガスの排出の抑制を図るために実施しようとする措置の内容

実施予定年度	措置の内容
R8	省エネ実践計画の策定
R8-R12	省エネ活動の継続
R8-R10	工場内の照明のLED化
R8-R12	再生可能エネルギー由来電力への切替 (R12までに買電全量の70%まで拡大)

※ 記載欄が不足する場合は、別紙 (任意様式) により措置の内容を報告してください

### 3.3 第3面・第4面の記入の仕方

#### <記入手順：第3面>

#### (1) 「県条例第11条に規定する措置の内容」を記入します。

県条例では、再生可能エネルギー由来の電力や熱の他社への供給、県内で創出されたJ-クレジットや非化石証書などの環境価値の取得、再生可能エネルギー由来の電力への切替による温室効果ガス排出量の削減相当量等について、計画書や報告書における温室効果ガスの排出の抑制量として見なすことができます。

計画期間中に、以下に示す措置を実施する場合、その措置の実施による抑制量を記入することで、「温室効果ガスの抑制量の合計」「差引排出量」「対基準年度比（差引排出量を基準年度の温室効果ガス総排出量で除して100を乗じた数値）」を算定できます。

参考事例では、森林吸収由来のJ-クレジットの利用（▲10t-CO<sub>2</sub>）と再生可能エネルギー由来の電力への切替（▲487.2t-CO<sub>2</sub>）を記入しています。

#### ① 再生可能エネルギーの供給



再生可能エネルギー（電力及び熱）を他に供給する予定がある場合は、供給した量と「特定事業者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成18年経済産業省・環境省令第3号。以下「算定省令」という。）第2条第4項に定める係数（熱にあつては第2条第6項の係数）を用いて算定したCO<sub>2</sub>の量を記入します。

#### ② 県内由来の環境価値の利用



##### a. J-クレジット等

国内における地球温暖化対策のための排出削減吸収量認証制度、国内排出削減量認証制度及び環境省のオフセットクレジット制度により認証されたクレジット（以下「J-クレジット等」という。）のうち、以下の（ア）から（エ）の方法論により県内で認証を受けたJ-クレジット等を取得・活用（無効化手続き）する予定がある場合は、そのJ-クレジット等の活用に係るCO<sub>2</sub>の量を記入します。

（ア）再生可能エネルギー、（イ）省エネルギー、（ウ）森林吸収、  
（エ）農業

#### ③ グリーン電力証書又はグリーン熱証書の購入

グリーン電力証書又はグリーン熱証書（一般財団法人日本エネルギー経済研究所グリーンエネルギー認証センターの認証に基づき発行されたもの）を取得する予定がある場合は、その取得する電力量又は熱量及び、算定省令第2条第4項に定める係数（熱にあつては第2条第6項の係数）を用いて算定したCO<sub>2</sub>の量を記入します。

#### ④ F I T非化石証書

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第40条第1項及び同法施行規則第34条の3第1項第8号の規定に基づき電力広域的運営推進機関が販売するF I T非化石証書を取得する予定がある場合は、その取得する電力量及び算定省令第2条第4項に定める係数を用いて算定したCO<sub>2</sub>の量を記入します。

#### ⑤ 森林の整備及び保全



秋田県独自の森林吸収量認証制度である「[秋田の森林づくり森林整備によるCO<sub>2</sub>吸収量認証制度実施要綱](#)」によるCO<sub>2</sub>吸収量認証を受ける予定がある場合は、同要綱で定める方法により算定した量を記載します。

#### ⑥ 秋田県産材を利用した建物の新築による固定量の取得



秋田県産材利用促進CO<sub>2</sub>固定量認証制度を利用する予定がある場合は、「[秋田県産材利用促進CO<sub>2</sub>固定量認証制度実施要綱](#)」で定める算定基準により算定した量を記載します。

#### ⑦ 再生可能エネルギー由来電気メニューへの切替



再生可能エネルギー由来電気メニューへの切替を予定している場合は、算定省令第2条第5項に定める係数を用いて算定した電気事業者から供給を受けたすべての電気の利用に伴うCO<sub>2</sub>排出量から同一の電気事業者から供給を受けた再生可能エネルギー由来電気の使用に伴うCO<sub>2</sub>排出量を差し引いて算出したCO<sub>2</sub>排出抑制相当量を記載します。

##### (CO<sub>2</sub>排出抑制相当量の算定例)

▲▲電力株式会社（未調整排出係数：0.422t-CO<sub>2</sub>/千kwh）から受給

全体受給量（電気使用量の計）：4,000千kwh ...[a]

うち再エネ由来100%電力の受給量：2,000千kwh ...[b]

うち再エネ由来50%電力の需給量：2,000千kwh ...[c]

① すべての電気の利用に伴うCO<sub>2</sub>排出量

[a]×0.422=1,688 t-CO<sub>2</sub> ...[d]

② 同一の電気事業者から供給を受けた再生可能エネルギー由来電気の  
使用に伴うCO<sub>2</sub>排出量

[b]×0.422×(100-100)%=0 t-CO<sub>2</sub> ...[e1]

[c]×0.422×(100-50)%=422 t-CO<sub>2</sub> ...[e2]

[e1]+[e2]=422 t-CO<sub>2</sub> ...[e]

再生可能エネルギー由来電気メニューへの切替による

CO<sub>2</sub>排出抑制相当量：[d]-[e]=1,266 t-CO<sub>2</sub>

## (2) 「特記事項」を記入します。

ここでは、以下に示す情報のほかに、過去の温室効果ガス歳出抑制に係る実績、県外を含めた企業単位・企業グループ単位での削減目標の設定、地球温暖化防止に貢献する技術や商品の開発の取組、実施している環境マネジメントシステムなどについて任意で記入します。

### <記載すべき情報>

- 複数の事業所（工場、事務所、店舗等）を設置している場合は、事業所数
- 温室効果ガス排出量の対基準年度比が、100%を超える場合（目標年度の総排出量が基準年度より多くなる場合）は、その理由
- 原油換算エネルギー使用量や温室効果ガスの算定に当たって、独自の係数を使用した場合はその説明（算定根拠となる資料等も添付すること）
- 原単位に用いた指標の設定方法には、原単位に使用した指標を2以上の複数とした場合の設定の考え方等
- 再生可能エネルギー由来の電力への切替を行っている場合は、供給を受けているプランの概要とCO<sub>2</sub>排出抑制相当量の算定式

### <記入手順：第4面>

#### (1) 「連絡先」を記入します。

ここでは、部署名、所在地、担当者氏名、電話番号及びメールアドレスを記入します。

#### 【！留意点！】

担当者の異動や退職により、メールが確認されずに放置され、提出が遅れる事例が発生していますので、ここで記入するメールアドレスは、できる限り部署の共有アドレスなどにしてください。

もし、担当者に割り振られた個別アドレスを記入する場合は、部署でも共有できるアドレスを併記してくださるようお願いします。

### <計画書に添付する書類>

計画書の提出に当たっては、次の書類を添付してください。

- ① 別紙1：事業活動に伴う原油換算エネルギー使用量算定表【必須】
- ② 別紙2：温室効果ガス排出量算定表【必須】
- ③ 単位発熱量等の根拠資料【適宜】  
(原油換算エネルギー使用量や温室効果ガスの算定に当たって、実測値に基づく単位発熱量や排出係数を使用した場合のみ)

※ 参考事例での計画書（様式第1号）の第3面・第4面の記入例は次・次々ページのとおり

## (第3面)

## 7 条例第11条に規定する措置の内容

取組の内容		取得量等		温室効果ガスの排出の抑制の量とみなすことができる量		
再生可能エネルギーの供給	売電量		kWh	t-CO <sub>2</sub>		
	熱供給量		GJ	t-CO <sub>2</sub>		
県内由来の環境価値の利用	県内で創出されたJ-クレジット等の活用	再生可能エネルギー由来		t-CO <sub>2</sub>		
		省エネルギー由来		t-CO <sub>2</sub>		
		森林吸収由来		10	t-CO <sub>2</sub>	
		農業由来			t-CO <sub>2</sub>	
	グリーン電力證書の取得	取得量	kWh	t-CO <sub>2</sub>		
	グリーン熱證書の取得	取得量	GJ	t-CO <sub>2</sub>		
	FIT非化石證書の取得	取得量	kWh	t-CO <sub>2</sub>		
県の吸収量認証制度に基づき実施する森林の保全及び整備	整備面積		ha	t-CO <sub>2</sub>		
県の固定量認証制度に基づき実施する県産材の利用	木材使用量		m <sup>3</sup>	t-CO <sub>2</sub>		
再生可能エネルギー由来電気メニューへの切替 (電気事業者から供給を受けたすべての電気の利用に伴うCO <sub>2</sub> 排出量から同一の電気事業者から供給を受けた再生可能エネルギー由来電気の使用に伴うCO <sub>2</sub> 排出相当量を差し引いて算出した排出の抑制の量)				487.2	t-CO <sub>2</sub>	
合 計				[E]	497	t-CO <sub>2</sub>

差引排出量	基準年度 ( 7 ) 年度	目標年度 ( 12 ) 年度	対基準年度比
	[A]	[B] - [E]	([B] - [E]) / [A] × 100
	2,420	1,802	74.5
	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	%

## 特記事項

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内の事業所は秋田工場のみ。</li> <li>・ 前計画の期間内に省エネ診断を実施しており、その診断結果を基にした省エネを実施する。</li> <li>・ 前計画に引き続き非化石燃料（バイオディーゼル）の使用のほか、太陽光発電設備による自家発電を行い、化石燃料の使用低減に努める。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内の森林から創出されたJ-クレジットによるカーボン・オフセットを実施する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 再生可能エネルギー由来電力への切替を段階的に進める。 (再エネ由来電力の概要：電力小売りA社の再エネ100%電力プラン)</li> </ul>
<p>【現状】 供給電力量 6,000千kwh (通常電力4,000千kwh、再エネ由来2,000千kwh)</p>
<p>【目標】 供給電力量 6,000千kwh (通常電力1,800千kwh、再エネ由来4,200千kwh)</p>
<p>【目標年度におけるみなし抑制量】 4,200千kwh × 0.116t-CO<sub>2</sub>/千kwh = 487.2t-CO<sub>2</sub></p>

(第4面)

連絡先

担当部署名	総務企画部 総務課
担当部署住所	秋田県秋田市山王四丁目1番1号
担当者氏名	羽後 邦子
電話番号	018-860-1573
メールアドレス	en-ondanka@pref.akita.lg.jp

備考

- 1 「事業者の主たる業種」欄には、日本標準産業分類に従った中分類の業種名を記載し、2以上の業種に属する事業を行う事業者によっては、そのうちの主たる業種を記載してください。
- 2 「該当する事業者要件等」には、該当する口に「レ」を記入し、前年度の原油換算エネルギー使用量又は県内登録の自動車数を記載してください。
- 3 「2 計画期間」には、計画の初年度と最終年度を記載してください。この場合において、計画期間は最長で5カ年度間となります。
- 4 「3 温室効果ガスの排出の抑制に関する目標を達成するための基本方針」には、事業の概要や特性に応じて、中長期的な取組を見据えた基本方針や考え方を記載してください。
- 5 「4 事業活動に伴うエネルギーの使用量」には、事業活動に伴うエネルギーの種類ごとの使用量及び原油換算エネルギー使用量を記入してください（別紙での提出も可能（記載例：別紙1参照）です）。
- 6 「5 温室効果ガスの排出量及び排出の抑制に関する目標」の「温室効果ガス排出量」は、全ての事業者が必ず記入してください。
- 7 「基準年度」は、原則として、計画期間の初年度の前年度とし、「目標年度」は計画期間の最終年度としてください。
- 8 「原単位排出量」については、温室効果ガスの排出量を原単位排出量で設定した場合のみ、記載してください。
- 9 「原単位排出量」を記入する際は、「原単位に用いた指標」には、温室効果ガスの排出の量と密接な関係を持つ指標（売上金額、生産数量、延べ床面積等）を、「原単位に用いた指標の設定方法」には、温室効果ガスの排出の量と密接な関係を持つ指標を複数用いて原単位の指標を設定した場合の計算方法等の考え方を記入してください。
- 10 「6 温室効果ガスの排出の抑制を図るために実施しようとする措置の内容」には、運用改善や設備更新等の措置について記載してください。
- 11 「7 条例第11条に規定する措置の内容」には、再生可能エネルギーの他者への供給や森林の保全及び整備等であって、計画書作成時点で想定されるものを記載してください。
- 12 「特記事項」欄には、過去の温室効果ガス排出抑制に係る実績や地球温暖化防止に貢献する技術や商品の開発等の取組などを、記入してください。
- 13 記入欄が不足する場合は、適宜追加又は別紙にまとめて提出（記入欄には「別紙●●参照」と記載）してください。
- 14 基準年度における温室効果ガス排出量の内訳を添付してください。また、原油換算エネルギー使用量や温室効果ガス排出量の算定に当たって、実測値に基づく単位発熱量や排出係数を使用する場合は、その根拠となる資料を添付してください。

## 4. 報告書（様式第2号）の作成方法

第3章に引き続き、ここでも、第1章「1.2. 温室効果ガス排出量を算定する手順と方法」における仮定条件を架空の事業者の実績に見立て、実際の記入イメージを交えながら、作成方法を解説します。

### 解説用の参考事例

#### 《提出者の情報》

基本情報は第3章と共通のため記載は省略

現在の計画書の計画期間

提出年度の前年度を初年度として5カ年  
(今回は初年度の実績報告になる)

現在の計画書の内容

目標年度における計画数値は第3章のものを  
流用し、そのほか以下のとおり設定します。

- ・基準年度：R6  
原油換算エネルギー使用量 1,500 kL  
温室効果ガス排出量 2,400 t-CO<sub>2</sub>  
原単位排出量 0.0240 t-CO<sub>2</sub>/千円 (2,400 t-CO<sub>2</sub> ÷ R6製品生産額 100,000千円)

提出年度の前年度の製品生産額

105,000,000円

#### 《提出年度の前年度のエネルギー使用状況》

化石燃料

- ・灯油 30 kL
- ・A重油 70 kL
- ・LPG（プロパン） 60 m<sup>3</sup> (0.12 t)
- ・都市ガス（東部ガス） 10,000 m<sup>3</sup>

非化石燃料

- ・バイオディーゼル 10 kL

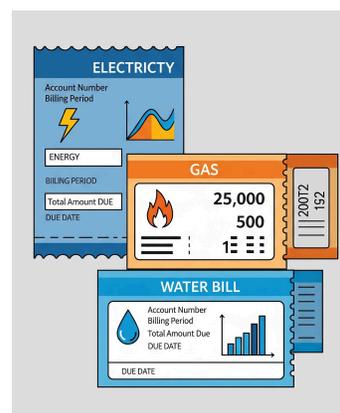
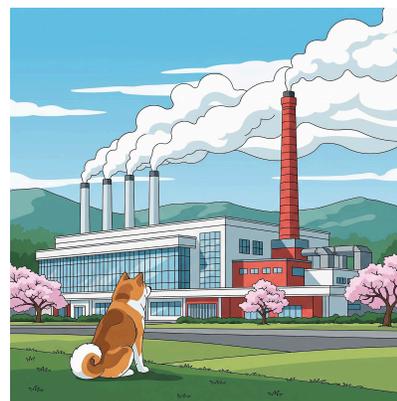
電気

- ・東北電力より購入した通常電力 4,000,000 kWh
- ・新電力A社より購入した再エネ100%電力 2,000,000kwh
- ・自家発電（太陽光）500,000 kwh

上記により算定される原油換算エネルギー使用量 1,504 kL

〃 温室効果ガス排出量 2,420 t-CO<sub>2</sub>

〃 原単位排出量 0.0230 t-CO<sub>2</sub>/千円



## 4.1 第1面の記入の仕方

＜記入手順＞ ※留意点などは共通点の多い第3章 3.1での解説をご確認ください。

(1) 「提出年月日」を記入します。

参考事例では、提出期日である7月31日に提出したものとして記入しています。

(2) 計画書を提出する者の「住所」及び「氏名」を記入します。

参考事例では、次のとおり記入しています。

住所 ▷ 秋田県秋田市山王四丁目1番1号

氏名 ▷ 株式会社美の国あきた秋田工場 工場長 秋田 県太郎

(3) 「実績年度」を記入します。

参考事例では、提出年度の前年度である令和「7」年度を記入しています。

(4) 日本標準産業分類の中分類を確認して「事業者の主たる業種」を記入します。

参考事例では、「情報通信機械器具製造業」を入力しています。

※日本標準産業分類の中分類は、本手引きの参考資料表-4でも確認できます。

(5) 次の選択肢の中から、提出者に該当する「事業者の要件」を選択します。

- ① 「条例施行規則第4条第1号（燃料並びに他人から供給された熱及び電気を原油に換算して年間1,500キロリットル以上使用する者）」



▷ 該当する場合は「原油換算エネルギー使用量算定表（別紙1）」で算定した前年度の原油換算エネルギー使用量を記入します。

（参考資料ではこの要件を選択し、原油換算エネルギー使用量1,504kLを記入しています）

- ② 「条例施行規則第4条第2号（トラックを200台以上、バスを200台以上又はタクシーを350台以上登録する者）」



▷ こちらに該当する場合は、前年度末日における県内での登録台数を自動車の種類別（トラック、バス、タクシー）に記入します。

- ③ 「条例第9条第3項（特定事業者以外の事業者（一般事業者））」



▷ こちらに該当する場合は①同様に前年度の原油換算エネルギー使用量を記入します。

※ 参考事例での報告書（様式第2号）の第1面の記入例は次ページのとおり

様式第2号 温室効果ガス排出量等報告書（第2条関係）  
（第1面）

令和 8 年 7 月 31 日

（あて先）秋田県知事

住所 秋田県秋田市山王四丁目1番1号

氏名 株式会社美の国あきた秋田工場  
工場長 秋田 県太郎

法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

温室効果ガス排出量等報告書

秋田県地球温暖化対策推進条例（以下「条例」という。）第10条の規定により、  
令和7年度の温室効果ガス排出量等について次のとおり提出します。

主たる事務所の名称	東京都千代田区平河町二丁目6番3号
主たる事務所の所在地	株式会社美の国あきた

1 特定事業者等の概要

事業者の主たる業種 （日本標準業分類の中分類の業種名）	情報通信機械器具製造業	
該当する事業者要件等	<input checked="" type="checkbox"/> 条例施行規則第4条第1号 （燃料並びに他人から供給された熱及び電気を原油に換算して年間1,500キロリットル以上使用する者）	前年度の原油換算エネルギー使用量 1,504 kL
	<input type="checkbox"/> 条例施行規則第4条第2号 （トラックを200台以上、バスを200台以上又はタクシーを350台以上登録する者）	前年度末の県内登録の自動車数 台
	<input type="checkbox"/> 条例第9条第3項 （特定事業者以外の事業者（一般事業者））	前年度の原油換算エネルギー使用量 kL

## 4.2 第2面の記入の仕方

### <記入手順>

※留意点などは共通点の多い第3章 3.2 の解説をご確認ください。

(1) 「事業活動に伴うエネルギー使用量」を記入します。

ここでは事業活動に伴うエネルギーの種類ごとの使用量と原油換算エネルギー使用量を記載しますが、別紙1（算定表）を添付することで記載に替えることができます。

（別紙1の添付で代替える場合、「別添の別紙1のとおり」と記入してください）

(2) 「温室効果ガスの排出量及び排出の抑制に関する実績等」を記入します。

① 区分

a. 基準年度

基準年度の欄には、現在の計画書の基準年度を転記します。

参考事例では、令和「6」年度を記入しています。

b. 基準年度の温室効果ガス排出量【A】

aと同様に、現在の計画書の基準年度の温室効果ガス排出量を転記します。

参考事例では、2,400 t-CO<sub>2</sub> を記入しています。

c. 目標年度の温室効果ガス排出量【B】

aと同様に、目標年度の欄には、現在の計画書の目標年度を転記します。

参考事例では、2,299 t-CO<sub>2</sub> を記入しています。

d. 基準年度の前単位排出量【C】※前単位排出量の削減目標を設定する場合のみ

aと同様に、現在の計画書の基準年度の前単位排出量を転記します。

参考事例では、0.0240 t-CO<sub>2</sub>/千円 を記入しています。

e. 目標年度の前単位排出量【D】※前単位排出量の削減目標を設定する場合のみ

aと同様に、現在の計画書の目標年度の前単位排出量を転記します。

参考事例では、0.0209 t-CO<sub>2</sub>/千円 を記入しています。

f. 実施年度

実施年度の欄には、第1面で入力した実績年度が自動転記されます。

g. 実施年度の温室効果ガス排出量【E】

別紙1などを用いて算定した実施（実績）年度の温室効果ガス排出量を記入します。

参考事例では、2,420 t-CO<sub>2</sub> を記入しています。

なお、「対基準年度比（実績）」は、実施年度の温室効果ガス排出量【E】を基準年度の温室効果ガス排出量【A】で除し、100を乗じた数値になります（様式では

[A] と [E] を入力すると自動算定されます)。

参考事例では、100.8%となっています。

#### h. 実施年度の原単位排出量 [F] ※原単位排出量の削減目標を設定する場合のみ

実施(実績)年度の温室効果ガス排出量 [E] を、目標年度の原単位に用いた指標の実績値で除した数値を記入します。

参考事例では、0.0230 t-CO<sub>2</sub> を記入しています。

(参考事例での実施年度の原単位排出量の算定式)

総排出量 2,420 t-CO<sub>2</sub> ÷ 製品生産額1.05億円 = 原単位排出量 0.0230 t-CO<sub>2</sub>/千円

なお、「対基準年度比(実績)」は、実施年度の原単位排出量 [F] を、基準年度の原単位排出量 [C] で除し、100を乗じた数値になります(様式では [C] と [F] を入力すると自動算定されます)。

参考事例では、95.8%となっています。

#### i. 原単位に用いた指標 ※原単位排出量の削減目標を設定する場合のみ

原単位排出量の算定で用いる指標(生産数量(トン)、生産金額(円)、建物床面積(m<sup>2</sup>)等)を記入します。

参考事例では、「製品生産額当たりの温室効果ガス排出量:t-CO<sub>2</sub>/千円」と記入しています。

#### ② 温室効果ガスの排出の抑制を図るため実施した措置の内容

実施(実績)年度に実施した対策や取組(措置)を記入します。

措置を記入する際は、実施時期や実施した事業所の名称も併せて記入します。

もし、記載欄が不足する場合には、別紙(任意様式)により提出することも可能です。(別紙による場合は、一番上の記載欄に「別紙記載のとおり」などと記入してください)

なお、参考事例では、単一の工場で報告している事例を想定しているため、事業所の名称の記載を省略しています。

※よくある記入誤り

実施(実績)年度以外に実施した措置を入力している。

(記入誤りの理由)

前年度に提出した報告書の実施内容の更新し忘れや計画書をそのまま転記していた。

※ 参考事例での報告書(様式第2号)の第2面の記入例は次ページのとおり

(第2面)

2 事業活動に伴うエネルギーの使用量

別紙1のとおり

3 温室効果ガスの排出量及び排出の抑制に関する実績等

区分	基準年度 ( 6 )年度	目標年度 ( 11 )年度	計画 対基準 年度比	実施年度 ( 7 )年度	対基準 年度比 (実績)
	温室効果ガス排出量	[A] 2,400 t-CO <sub>2</sub>	[B] 2,299 t-CO <sub>2</sub>	[B]/[A]×100 95.8 %	[E] 2,420 t-CO <sub>2</sub>
原単位排出量	[C] 0.0240 t-CO <sub>2</sub> /千円	[D] 0.0209 t-CO <sub>2</sub> /千円	[D]/[C]×100 87.1 %	[F] 0.0230 t-CO <sub>2</sub> /千円	[F]/[C]×100 95.8 %
原単位に用いた指標	製品生産額当たりの温室効果ガス排出量：t-CO <sub>2</sub> /千円				

※ 指標や設定方法の記載欄が不足する場合は、別紙（任意様式）により措置の内容を報告してください。

4 温室効果ガスの排出の抑制を図るために実施した措置の内容

実施期間	措置の内容
通年	省エネ活動の継続
2025.7~9	工場内一部区画の照明のLED化
通年	再生可能エネルギー由来電力への切替

※ 記載欄が不足する場合は、別紙（任意様式）により上記の内容を報告してください。

## 4.3 第3面・第4面の記入の仕方

### <記入手順：第3面>

※ 該当する措置の内容や記載方法等については、第3章 3.3 の解説をご確認ください。

#### (1) 「県条例第11条に規定する措置の内容」を記入します。

県条例では、県内で創出された J-クレジットや非化石証書などの環境価値の取得、再生可能エネルギー由来の電力への切替による温室効果ガス排出量の削減相当量等について、計画書や報告書における温室効果ガスの排出の抑制量として見なすことができます。

実施（実績）年度に、該当する措置を実施した場合、その措置の実施による抑制量を記入することで、「温室効果ガスの抑制量の合計」「差引排出量」「対基準年度比（差引排出量を基準年度の温室効果ガス総排出量で除して100を乗じた数値）」を算定できます。

参考事例では、森林吸収由来の J-クレジットの利用（▲10t-CO<sub>2</sub>）と再生可能エネルギー由来の電力への切替（▲232t-CO<sub>2</sub>）を記入しています。

#### (2) 「特記事項」を記入します。

ここには、以下に示す情報などを記入します。

- 複数の事業所（工場、事務所、店舗等）を設置している場合は、事業所数
- 温室効果ガス排出量の対基準年度比が、100%を超える場合（実施年度の総排出量が基準年度より多くなる場合）は、その理由
- 原油換算エネルギー使用量や温室効果ガスの算定に当たって、独自の係数を使用した場合はその説明（算定根拠となる資料等も添付すること）
- 再生可能エネルギー由来の電力への切替を行っている場合は、供給を受けているプランの概要とCO<sub>2</sub>排出抑制相当量の算定式

### <記入手順：第4面>

※ 該当する措置の内容などは共通点の多い第3章 3.3 の解説をご確認ください。

#### (1) 「連絡先」を記入します。

ここでは、部署名、所在地、担当者氏名、電話番号及びメールアドレスを記入します。

### <計画書に添付する書類>

報告書の提出に当たっては、次の書類を添付してください。

- ① 別紙1：事業活動に伴う原油換算エネルギー使用量算定表【必須】
- ② 別紙2：温室効果ガス排出量算定表【必須】
- ③ 単位発熱量等の根拠資料【適宜】  
（原油換算エネルギー使用量や温室効果ガスの算定に当たって、実測値に基づく単位発熱量や排出係数を使用した場合のみ）

※ 参考事例での報告書（様式第2号）の第3面・第4面の記入例は次・次々ページのとおり

## (第3面)

## 5 条例第11条に規定する措置の内容

取組の内容		取得量等		温室効果ガスの排出の抑制の 量とみなすことができる量	
		売電量			単位
再生可能エネルギーの供給		売電量		kWh	t-CO <sub>2</sub> e
		熱供給量		GJ	t-CO <sub>2</sub> e
県内由来の環境価値の利用	県内で創出されたJ-クレジット等の活用	再生可能エネルギー由来			t-CO <sub>2</sub> e
		省エネルギー由来			t-CO <sub>2</sub> e
		森林吸収由来		10	t-CO <sub>2</sub> e
		農業由来			t-CO <sub>2</sub> e
	グリーン電力證書の取得	取得量		kWh	t-CO <sub>2</sub> e
	グリーン熱證書の取得	取得量		GJ	t-CO <sub>2</sub> e
	FIT非化石證書の取得	取得量		kWh	t-CO <sub>2</sub> e
県の吸収量認証制度に基づき実施する森林の保全及び整備	整備面積		ha	t-CO <sub>2</sub> e	
県の固定量認証制度に基づき実施する県産材の利用	木材使用量		m <sup>3</sup>	t-CO <sub>2</sub> e	
再生可能エネルギー由来電気メニューへの切替 【電気事業者から供給を受けたすべての電気の利用に伴うCO <sub>2</sub> 排出量から同一の電気事業者から供給を受けた再生可能エネルギー由来電気の使用に伴うCO <sub>2</sub> 排出相当量を差し引いて算出した排出の抑制の量】				232	t-CO <sub>2</sub> e
合 計				[G]	242 t-CO <sub>2</sub> e

差引排出量	基準年度 ( 6 ) 年度	実施年度 ( 7 ) 年度	対基準年度比
	[A]	[E]-[G]	[(E)-[G]}/[A] × 100
	2,400	2,178	90.8
	t-CO <sub>2</sub> e	t-CO <sub>2</sub> e	%

## 特記事項

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内の事業所は秋田工場のみ。</li> <li>・ 前計画に引き続き非化石燃料（バイオディーゼル）の使用したほか、太陽光発電設備による自家発電を行い、化石燃料の使用低減に努めたが、需要の増加に対応するために生産設備の稼働時間が増えたことなどから、基準年度よりも温室効果ガス排出量が増加した。</li> <li>・ 県内の森林から創出されたJ-クレジットによるカーボン・オフセットを実施した。</li> <li>・ 再生可能エネルギー由来電力への切替を段階的に進める。 (再エネ由来電力の概要：電力小売りA社の再エネ100%電力プラン) 供給電力量 6,000千kwh (通常電力4,000千kwh、再エネ由来2,000千kwh)</li> </ul> <p>【前年度におけるみなし抑制量】 2,000千kwh × 0.116t-CO<sub>2</sub>/千kwh × (100/100) = 232 t-CO<sub>2</sub></p>
---

(第4面)

連絡先

担当部署名	総務企画部 総務課
担当部署住所	秋田県秋田市山王四丁目1番1号
担当者氏名	羽後 邦子
電話番号	018-860-1573
メールアドレス	en-ondanka@pref.akita.lg.jp

備考

- 1 「事業者の主たる業種」欄には、日本標準産業分類に従った中分類の事業名を記載し、2以上の業種に属する事業を行う事業者にあつては、そのうちの主たる業種を記載してください。
- 2 「該当する事業者要件等」には、該当する口に「レ」を記入し、前年度の原油換算エネルギー使用量又は県内登録の自動車数を記載してください。
- 3 「2 事業活動に伴うエネルギーの使用量」には、事業活動に伴うエネルギーの種類ごとの使用量及び原油換算エネルギー使用量を記載してください。(別紙での提出も可能(記載例:別紙1参照)です)
- 4 「3 温室効果ガスの排出量及び排出の抑制に関する実績等」の「温室効果ガス排出量」は、全ての事業者が必ず記載してください。
- 5 温室効果ガス排出抑制計画書において、温室効果ガスの排出量の削減目標を原単位排出量で設定した事業者にあつては、「原単位排出量」の欄も記載してください。
- 6 「原単位排出量」を記入する際は、「原単位に用いた指標」には、温室効果ガスの排出の量と密接な関係を持つ指標(売上金額、生産数量、延べ床面積等)を記載してください。
- 7 「4 温室効果ガスの排出の抑制を図るために実施した措置の内容」には、報告対象年度に実施した運用改善や設備更新等の措置について記載してください。
- 8 「5 条例第11条に規定する措置の内容」には、再生可能エネルギーの他者への供給や森林の保全及び整備等であつて、報告対象年度に取得した実績等を記載してください。
- 9 「特記事項」欄には、報告対象年度における県外を含めた企業全体の温室効果ガス排出抑制に係る実績や地球温暖化防止に貢献する技術や商品の開発等の取組などを、記載してください。
- 10 記入欄が不足する場合は、適宜追加又は別紙にまとめて提出(記入欄には「別紙●●参照」と記載)してください。
- 11 報告対象年度における温室効果ガス排出量の内訳を添付してください。  
また、原油換算エネルギー使用量や温室効果ガス排出量の算定に当たつて、実測値に基づく単位発熱量や排出係数を使用する場合は、その根拠となる資料を添付してください。

## 5. 計画書の変更・廃止

### 5.1 計画書の変更

温室効果ガスの排出量に係る目標数値の変更、原単位に用いた指標の変更や目標や実績値に影響を与えるような措置（取組）の内容の変更を行った場合は、様式第1号により変更後の計画書を作成し、提出してください（届け出種別は「第4項：提出済みの温室効果ガス排出抑制計画書の内容を変更する者」を選択し、□に「レ印」を記入します。）。

また、これ以外にも、法人等の代表者の変更、名称、所在地が変更となった場合も、変更後の計画書を提出していただくこととなります。

変更後の計画書の作成に当たっては、第2の1計画書の作成方法により作成してください。  
なお、変更のあった箇所のみ記載してもかまいません。

<よくある変更パターン>

#### (1) 代表者の変更

様式第1号の第1面（届出者情報）を変更後の代表者に修正し、第4面の特記事項欄に変更前後の代表者名を記載します。

（記載例）

変更前：工場長 秋田 県太郎 → 変更後：工場長 北前 船子

#### (2) 事業所の新設や合併（又は廃止や統合）等による排出量の大幅な増加（又は減少）

別紙1及び別紙2により、新設や合併（又は廃止や統合）した事業所を加えた（廃止や統合の場合はその事業所を除いた）県内すべての事業所における前年度の原油換算エネルギー使用量及びCO<sub>2</sub>排出量を算定し、その算定結果を基に、様式第1号の第2面の基準年度と目標年度の数値を再設定します。

また、様式第1号第4面の特記事項欄に、変更の概要を記載します。

なお、この場合は、必ず事前に県に連絡して修正協議を行ってください。

（記載例）

変更前：事務所1、工場1 → 事務所1、工場2

令和8年4月に●●株式会社と吸収合併し、●●株式会社の県内工場を第2工場として稼働させている。

#### (3) 算定数値の誤りによる計画内容の修正

過去の数値の算定誤りが発覚した場合は、遡って修正をするのではなく、発覚した時点で現計画の内容を見直した新たな計画書を作成、提出してください。

なお、この場合は、必ず事前に県に連絡して修正協議を行ってください。

## 5.2 計画書の廃止

本条例では、計画書の廃止については特に規定しておりません。計画期間中に温室効果ガス排出抑制の取組を実施したことにより、特定事業者の要件に該当しなくなった場合であっても、原則、計画期間が終了するまでは報告書を提出していただくこととなります。

ただし、一部の事業所を廃止又は合併等で事業規模が縮小した場合などの特別な事由により、計画期間終了まで特定事業者の要件を満たさないことが明らかな場合は、計画を廃止することができます（別途ご相談ください）。

# 6. 温室効果ガス排出量と排出抑制に関する目標、達成状況等の公表

## 6.1 計画及び報告内容の公表

提出のあった計画書又は報告書については、県で内容を確認し計画書又は報告書の概要を県のホームページにて公表します。

<過去の公表内容>

[県公式サイト美の国あきたネット（コンテンツ番号23937）](#)

## 6.2 再エネ由来電力や環境価値の活用による削減努力の公表

本制度において計画数値として直接CO<sub>2</sub>排出削減量として反映することができない再エネ由来電力の利用によるCO<sub>2</sub>排出削減量について、令和7年度から県条例第11条に規定する措置として位置付け、抑制量として可視化できるようにしています。

<特定事業者等の再エネ由来電力への切替状況>

[県公式サイト美の国あきたネット（コンテンツ番号23937）](#)

# 7. 本制度に関するお問い合わせ

秋田県 生活環境部 温暖化対策課 調整・省エネルギーチーム  
〒010-8570 秋田県秋田市山王四丁目1番1号  
電話番号：018-860-1573 電子メール：en-ondanka@pref.akita.lg.jp



参考資料：表－1 エネルギー種類別の熱量換算係数

エネルギー種類			単位発熱量		
			数値	単位	
化石 燃料	原油（コンデンセートを除く）		38.3	GJ/kL	
	原油のうちコンデンセート（NGL）		34.8	GJ/kL	
	揮発油（ガソリン）		33.4	GJ/kL	
	ナフサ		33.3	GJ/kL	
	ジェット燃料油		36.3	GJ/kL	
	灯油		36.5	GJ/kL	
	軽油		38.0	GJ/kL	
	A重油		38.9	GJ/kL	
	B・C重油		41.8	GJ/kL	
	石油アスファルト		40.0	GJ/t	
	石油コークス		34.1	GJ/t	
	石油ガス	液化石油ガス（LPG）		50.1	GJ/t
		石油系炭化水素ガス		46.1	GJ/千m <sup>3</sup>
	可燃性天然ガス	液化天然ガス（LNG）		54.7	GJ/t
		その他可燃性天然ガス		38.4	GJ/千m <sup>3</sup>
	石炭	原料炭	輸入原料炭	28.7	GJ/t
			コークス用原料炭	28.9	GJ/t
			吹込用原料炭	28.3	GJ/t
		一般炭	輸入一般炭	26.1	GJ/t
			国産一般炭	24.2	GJ/t
		輸入無煙炭		27.8	GJ/t
	石炭コークス		29.0	GJ/t	
	コールタール		37.3	GJ/t	
	コークス炉ガス		18.4	GJ/千m <sup>3</sup>	
	高炉ガス		3.23	GJ/千m <sup>3</sup>	
	発電用高炉ガス		3.45	GJ/千m <sup>3</sup>	
転炉ガス		7.53	GJ/千m <sup>3</sup>		
都市ガス		事業者により異なる※1	GJ/千m <sup>3</sup>		
非化石 燃料	黒液		13.6	GJ/t	
	木材		13.2	GJ/t	
	木質廃材		17.1	GJ/t	
	バイオエタノール		23.4	GJ/kL	
	バイオディーゼル		35.6	GJ/kL	
	バイオガス		21.2	GJ/千m <sup>3</sup>	
	その他バイオマス		13.2	GJ/t	
非化石 燃料	RDF		18.0	GJ/t	
	RPF		26.9	GJ/t	
	廃タイヤ		33.2	GJ/t	
	廃プラスチック（一般廃棄物）		29.3	GJ/t	
	廃プラスチック（産業廃棄物）		29.3	GJ/t	
	廃油		40.2	GJ/kL	
	廃棄物ガス		21.2	GJ/千m <sup>3</sup>	

エネルギー種類		単位発熱量		
		数値	単位	
非化石 燃料	混合廃材	17.1	GJ/t	
	水素	142.0	GJ/t	
	アンモニア	22.5	GJ/t	
熱	産業用蒸気	1.17	GJ/GJ	
	産業用以外の蒸気	1.19	GJ/GJ	
	温水	1.19	GJ/GJ	
	冷水	1.19	GJ/GJ	
	地熱	1.00	GJ/GJ	
	温泉熱	1.00	GJ/GJ	
	太陽熱	1.00	GJ/GJ	
	雪氷熱	1.00	GJ/GJ	
電気	電気事業者(買電)	昼間・夜間買取※2	8.64	GJ/千kWh
	〈再エネ〉 自家発電/消費 自己託送 PPA	太陽光	3.60	GJ/千kWh
		水力	3.60	GJ/千kWh
		風力	3.60	GJ/千kWh
		その他	3.60	GJ/千kWh

※1 都市ガスの単位発熱量は、ガス供給事業者ごとの実際の数値とする。

※2 昼間買電とは、一般送配電事業者、送電事業者及び特定送配電事業者が維持し、及び運用する電線路を用いて供給を受ける電気の使用量のうち、8時から22時までの使用量をいい、夜間買電とは、22時から翌日8時までの使用量をいう。

また、昼夜間の区別ができない場合は、すべての使用量を昼間の使用量として報告すること。

参考資料：表－２ 燃料の使用に関する排出係数

エネルギー種類			排出係数		
			数値	単位	
化石燃料	原油（コンデンセートを除く）		0.019	t-C/GJ	
	原油のうちコンデンセート（NGL）		0.0183	t-C/GJ	
	揮発油（ガソリン）		0.0187	t-C/GJ	
	ナフサ		0.0186	t-C/GJ	
	ジェット燃料油		0.0186	t-C/GJ	
	灯油		0.0187	t-C/GJ	
	軽油		0.0188	t-C/GJ	
	A重油		0.0193	t-C/GJ	
	B・C重油		0.0202	t-C/GJ	
	石油アスファルト		0.0204	t-C/GJ	
	石油コークス		0.0245	t-C/GJ	
	石油ガス	液化石油ガス（LPG）		0.0163	t-C/GJ
		石油系炭化水素ガス		0.0144	t-C/GJ
	可燃性天然ガス	液化天然ガス（LNG）		0.0139	t-C/GJ
		その他可燃性天然ガス		0.0139	t-C/GJ
	石炭	原料炭	輸入原料炭	0.0246	t-C/GJ
			コークス用原料炭	0.0245	t-C/GJ
			吹込用原料炭	0.0251	t-C/GJ
		一般炭	輸入一般炭	0.0243	t-C/GJ
			国産一般炭	0.0242	t-C/GJ
	輸入無煙炭		0.0259	t-C/GJ	
	石炭コークス		0.0299	t-C/GJ	
	コールタール		0.0209	t-C/GJ	
	コークス炉ガス		0.0109	t-C/GJ	
	高炉ガス		0.0264	t-C/GJ	
	発電用高炉ガス		0.0264	t-C/GJ	
転炉ガス		0.042	t-C/GJ		
都市ガス		事業者により異なる※	t-C/GJ		
非化石燃料	RDF		0.017	t-C/GJ	
	RPF		0.0166	t-C/GJ	
	廃タイヤ		0.0135	t-C/GJ	
	廃プラスチック（一般廃棄物）		0.0262	t-C/GJ	
	廃プラスチック（産業廃棄物）		0.0239	t-C/GJ	
	廃油		0.0179	t-C/GJ	
熱	産業用蒸気		0.06	t-C/GJ	
	産業用以外の蒸気		0.053	t-C/GJ	
	温水		0.053	t-C/GJ	
	冷水		0.053	t-C/GJ	
電気※	電気事業者（買電）	昼間・夜間買取	事業者により異なる※	t-CO <sub>2</sub> /千 kWh	

※ 都市ガス・電気の排出係数は、次の排出係数を用いること。

- 
- ① 供給事業者から供給された都市ガス又は電気を使用している場合は、国が公表する供給事業者ごとの排出係数又は供給事業者への直接聞き取り等により確認した排出係数
  - ② 電気事業者以外の者から供給された電気を使用している場合は、実測等に基づく適切な係数
  - ③ ①及び②で算定できない場合は、環境大臣・経済産業大臣が公表する係数

参考資料：表－3 温室効果ガスの種類ごとの地球温暖化係数

温室効果ガスの種類		別名	地球温暖化係数
1	二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	－	1
2	メタン (CH <sub>4</sub> )	－	28
3	一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	－	265
4	ハイドロフルオロカーボン (HFC)	－	－
	トリフルオロメタン	HFC-23	12,400
	ジフルオロメタン	HFC-32	677
	フルオロメタン	HFC-41	116
	1・1・1・2・2-ペンタフルオロエタン	HFC-125	3,170
	1・1・2・2-テトラフルオロエタン	HFC-134	1,120
	1・1・1・2-テトラフルオロエタン	HFC-134a	1,300
	1・1・2-トリフルオロエタン	HFC-143	328
	1・1・1-トリフルオロエタン	HFC-143a	4,800
	1・2-ジフルオロエタン	HFC-152	16
	1・1-ジフルオロエタン	HFC-152a	138
	フルオロエタン	HFC-161	4
	1・1・1・2・3・3-ヘプタフルオロプロパン	HFC-227ea	3,350
	1・1・1・3・3・3-ヘキサフルオロプロパン	HFC-236fa	8,060
	1・1・1・2・3・3-ヘキサフルオロプロパン	HFC-236ea	1,330
	1・1・1・2・2・3-ヘキサフルオロプロパン	HFC-236cb	1,210
	1・1・2・2・3-ペンタフルオロプロパン	HFC-245ca	716
	1・1・1・3・3-ペンタフルオロプロパン	HFC-245fa	858
1・1・1・3・3-ペンタフルオロブタン	HFC-365mfc	804	
1・1・1・2・3・4・4・5・5-デカフルオロペンタン	HFC-43-10mee	1,650	
5	パーフルオロカーボン (PFC)	－	－
	パーフルオロメタン	PFC-14	6,630
	パーフルオロエタン	PFC-116	11,100
	パーフルオロプロパン	PFC-218	8,900
	パーフルオロシクロプロパン	－	9,200
	パーフルオロブタン	PFC-31-10	9,200
	パーフルオロシクロブタン	PFC-c318	9,540
	パーフルオロペンタン	PFC-41-12	8,550
	パーフルオロヘキサン	PFC-51-14	7,910
	パーフルオロデカリン	PFC-91-18	7,190
6	六ふっ化硫黄 (SF <sub>6</sub> )	－	23,500
7	三ふっ化窒素 (NF <sub>3</sub> )	－	16,100

参考資料：表－４ 日本標準産業分類 中分類（令和５年７月改定版）

番号	業種名	番号	業種名
1	農業	36	水道業
2	林業	37	通信業
3	漁業（水産養殖業を除く）	38	放送業
4	水産養殖業	39	情報サービス業
5	鉱業、採石業、砂利採取業	40	インターネット附随サービス業
6	総合工事業	41	映像・音声・文字情報制作業
7	職別工事業（設備工事業を除く）	42	鉄道業
8	設備工事業	43	道路旅客運送業
9	食料品製造業	44	道路貨物運送業
10	飲料・たばこ・飼料製造業	45	水運業
11	繊維工業	46	航空運輸業
12	木材・木製品製造業（家具を除く）	47	倉庫業
13	家具・装備品製造業	48	運輸に附帯するサービス業
14	パルプ・紙・紙加工品製造業	49	郵便業（信書便事業を含む）
15	印刷・同関連業	50	各種商品卸売業
16	化学工業	51	繊維・衣服等卸売業
17	石油製品・石炭製品製造業	52	飲食料品卸売業
18	プラスチック製品製造業（別掲を除く）	53	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
19	ゴム製品製造業	54	機械器具卸売業
20	なめし革・同製品・毛皮製造業	55	その他の卸売業
21	窯業・土石製品製造業	56	各種商品小売業
22	鉄鋼業	57	織物・衣服・身の回り品小売業
23	非鉄金属製造業	58	飲食料品小売業
24	金属製品製造業	59	機械器具小売業
25	はん用機械器具製造業	60	その他の小売業
26	生産用機械器具製造業	61	無店舗小売業
27	業務用機械器具製造業	62	銀行業
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	63	協同組織金融業
29	電気機械器具製造業	64	貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関
30	情報通信機械器具製造業	65	金融商品取引業、商品先物取引業
31	輸送用機械器具製造業	66	補助的金融業等
32	その他の製造業	67	保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）
33	電気業	68	不動産取引業
34	ガス業	69	不動産賃貸業・管理業
35	熱供給業	70	物品賃貸業

番号	業種名	番号	業種名
71	学術・開発研究機関	86	郵便局
72	専門サービス業（他に分類されないもの）	87	協同組合（他に分類されないもの）
73	広告業	88	廃棄物処理業
74	技術サービス業（他に分類されないもの）	89	自動車整備業
75	宿泊業	90	機械等修理業（別掲を除く）
76	飲食店	91	職業紹介・労働者派遣業
77	持ち帰り・配達飲食サービス業	92	その他の事業サービス業
78	洗濯・理容・美容・浴場業	93	政治・経済・文化団体
79	その他の生活関連サービス業	94	宗教
80	娯楽業	95	その他のサービス業
81	学校教育	96	外国公務
82	その他の教育，学習支援業	97	国家公務
83	医療業	98	地方公務
84	保健衛生	99	分類不能の産業
85	社会保険・社会福祉・介護事業		